

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	緊対 00-02 <u>R 1</u>
提出年月日	令和3年10月7日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（緊対）

(MOX燃料加工施設)

1. 概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第三十八条 緊急時対策所」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

2. 本資料の構成

- 「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
 - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
 - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
 - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
 - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
 - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
 - 別紙 6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。
※本別紙は、別紙 1 による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙

緊対00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(緊対)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	10/7	1	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	10/7	1	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	9/13	0	※本別紙は追而とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	9/13	0	※本別紙は追而とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	9/13	0	※本別紙は追而とする。
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	9/13	0	※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

別紙 1

基本設計方針の許可整合性、発電炉 との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (1 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>第三十八条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げる緊急時対策所を設けなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。緊①</p> <p>二 プルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。緊②</p> <p>2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。緊③</p> <p>【「等」の解説】 「遮蔽設備及び換気設備を設ける等」の指す内容は、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の確認並びに緊急時対策所内外の線量率及び放射性物質濃度の確認ができる設備を設けることであり、居住性評価の添付書類で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。</p>	<p>第2章 個別項目 7.7 緊急時対策所</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請において、常設設備に対しては「設置する」を用いることとしたため、記載を適正化した。(以下同じ)</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設置する等の措置を講じた設計とする。緊①a、緊②a また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。緊③a</p> <p>【許可からの変更点】 設工認申請において、可搬設備に対しては「設ける設計とする」を用いることとしたため、記載を適正化した。(以下同じ)</p>	<p>ロ. 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (2) 重大事故等対処施設(加工施設への人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等、監視測定設備及び通信連絡を行うために必要な設備は(1)安全機能を有する施設に記載)</p> <p>⑧ 緊急時対策所 緊急時対策所は重大事故等を考慮した設計とする。㊦ MOX燃料加工施設には重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、緊急時対策所を設ける設計とする。㊧ 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じた設計とするとともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備及びMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。また、重大事故等に対処するために必要な数の原子力防災組織又は非常時対策組織(以下「非常時対策組織」という。)の要員を収容できる設計とする。㊨</p>	<p>ト. その他の加工設備の附属施設 (イ)非常用設備 (7) 緊急時対策所 ① 概要</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設計とするとともに、MOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。緊①a、②a また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。緊③a</p> <p>緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備、緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備を設置又は配備する。㊩ 重大事故等が発生した場合においてもMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための設備として所内通信連絡設備、所内通信連絡設備及び代替通信連絡設備を設置又は配備する。㊪ 緊急時対策所にてMOX燃料加工施設の情報把握するための設備及び緊急時対策所にパラメータ等を伝送するための設備として、情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を設置又は配備する。㊫ 外部電源が喪失した場合に、重大事故等に対処するために必要な電源を確保するため、緊急時対策建屋電源設備を設置</p>	<p>【凡例】 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ) 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項 黄色ハッチング：発電炉工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所 🗨️：発電炉との差異の理由 📦：許可からの変更点等</p> <p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (1) 緊急時対策所の設置 発電用原子炉施設には、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))を中央制御室以外の場所に設置する。緊急時対策所は、東海発電所と共用とするが、東海発電所と同時発災時に対応するために必要な居住性を確保する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。 (2) 必要な条件 緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、緊急時対策所機能に係る設備を含め、以下の設計とする。</p>	<p>緊①a(P3から) 緊②a(P3から)</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 （緊急時対策所） （2 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> MOX 燃料加工施設の事業変更許可に合わせるため、緊急時対策建屋の建屋構造を記載している。</p>	<p>緊急時対策建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地上2階建て）、地下1階の建物である。緊①-3a</p> <p>【許可からの変更点】 仕様となる数量は仕様表に記載し、基本設計方針では設計要件となる事項を述べる記載とした。（以下同じ）</p>	<p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合において、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しなくても、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100 ミリシーベルトを超えない設計とする。㊦</p> <p>ト. その他加工設備の附属施設の構造及び設備 (イ) 非常用設備の種類 (7) 緊急時対策所 ① 構造 MOX燃料加工施設は、重大事故等が発生した場合に、適切な措置をとるため、緊急時対策所を設ける設計とする。 ㊦ 緊急時対策所は、対策本部室、待機室及び全社対策室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。㊦</p> <p>緊急時対策建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地上2階建て）、地下1階、建築面積約4900m²の建物である。緊①-3a, ㊦</p> <p>緊急時対策建屋機器配置概要図を第9図に示す。㊦</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を設ける等の措置を講じた設</p>	<p>する。㊦ 緊急時対策所は、非常時対策組織の要員等が緊急時対策所に7日間とどまり重大事故等に対処するために必要な数量の食料、その他の消耗品及び汚染防護服等並びにその他の放射線管理に使用する資機材等（以下「放射線管理用資機材」という。）を配備する。㊦</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等時において再処理施設と共用し、共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。㊦</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (3 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設置することにより、その機能を喪失しない設計とする。緊①-1a</p> <p>また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約 55m 及び海岸からの距離約 5 km の地点に設置する設計とする。緊①-1b</p> <p>緊急時対策所は、独立性を有することにより、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時に機能喪失しない設計とする。緊①-2</p> <p>緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びに再処理施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大 360 人を収容できる設計とする。また、再処理施設において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員などがとどまることができる設計とする。緊③b</p> <p>緊急時対策所は、必要な指揮を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。緊③c</p>	<p>計とする。緊①a, 緊②a, 緊①-4a, ①-5a</p> <p>とともに、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備□及びMOX燃料加工施設内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設置又は配備する。□</p> <p>また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。□</p> <p>緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。緊①-1a</p> <p>また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約 55m 及び海岸からの距離約 5 km の地点に設置する設計とする。緊①-1b</p> <p>緊急時対策所は、独立性を有することにより、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時に機能喪失しない設計とする。緊①-2</p>	<p>② 設計方針</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、基準地震動による地震力に対し耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより、その機能を喪失しない設計とする。また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約 55m 及び海岸からの距離約 5 km の地点に設置する設計とする。⇩</p> <p>緊急時対策所は、独立性を有することにより、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時に機能喪失しない設計とする。⇩</p> <p>④ 系統構成及び主要設備</p> <p>a. 系統構成</p> <p>緊急時対策所は、必要な指揮を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。緊③c【P43 から】</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (2) 必要な条件 a. 耐震性及び耐津波性</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、その機能に係る設備を含め、基準地震動S₀による地震力に対し、機能を喪失しないよう設計するとともに、基準津波の影響を受けない設計とする。</p> <p>緊急時対策所は敷地高さT.P.+23 m以上に設置し、敷地に遡上する津波による浸水の影響を受けない設計とする。</p> <p>b. 中央制御室に対する独立性</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保</p> <p>緊急時対策所は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるために必要な要員を収容できるとともに、それら要員が必要な期間にわたり滞在できる設計とする。</p> <p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (2) 必要な条件</p> <p>なお、緊急時対策所は、災害対策本部室及び宿泊・休憩室から構成され、緊急時対策建屋に設置する設計とする。</p>	<p>緊①a(P1～) 緊②a(P1～) 緊①-4a(P6～) 緊①-5a(P8～)</p> <p>緊③b(P5から)</p>

【「等」の解説】
「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など」とは、非常時対策組織の要員であり、居住性評価の添付書類で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (4 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止する方針は同様であるが、当社施設特有の機能のため。(エアロック機構)</p>	<p>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設置する設計とする。緊①-3b</p> <p>また、建屋出入口に設置する2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。緊①-3c</p> <p>緊急時対策所は、火災源となる潤滑油を有する8基のグローブボックス全てで火災が同時発生した場合において、火災を消火するための対策及びグローブボックス排気系及び工程室排気系の放出経路上に設置するダンパ閉止が機能しないことを条件とし、かつ、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニット及び緊急時対策建屋加圧ユニットの機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。緊①b</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等対処において再処理施設と共用し、共用によって対処に影響を及ぼさない設計とする。緊⑤a</p>	<p>緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着装及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。緊①-3b</p> <p>【許可からの変更点】 想定する重大事故等の内容は事業許可申請書において定義済みであるため。</p> <p>緊急時対策所は、想定される重大事故等に対して十分な保守性を見込み、火災源となる潤滑油を有する8基のグローブボックス全てで火災が同時発生した場合において、火災を消火するための対策及びグローブボックス排気系及び工程室排気系の放出経路上に設置するダンパ閉止が機能しないことを仮定し、かつ、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく線量の低減措置を考慮しない場合においても、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の機能があいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の实効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。緊①b</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等対処において再処理施設と共用し、共用によって対処に影響を及ぼさない設計とする。緊⑤a</p> <p>緊急時対策所は、想定される重大事故等時において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等外への放射性物質の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びに再処理施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。また、再処理施設において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくな</p>	<p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 また、建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。緊①-3c【P44へ】</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は、多重性を有する設計とする。緊①-8b</p> <p>緊急時対策所は、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の实効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。◇</p> <p>(双方の記載) 〈不一致の理由〉 居住性評価の条件として想定する事象が異なるため。</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 緊急時対策所は、重大事故等が発生し、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、対策要員が緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設置する設計とする。身体サーベイの結果、対策要員の汚染が確認された場合は、対策要員の除染を行うことができる区画を、身体サーベイを行う区画に隣接して設置することができるよう考慮する。</p> <p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 重大事故等が発生した場合における緊急時対策所の居住性については、想定する放射性物質の放出量等を東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所事故と同等とし、かつ緊急時対策所内でのマスクの着用、交替要員体制、安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備を考慮し</p>	<p>緊①-8b (P26へ)</p>

【「等」の解説】
「交代要員体制等」の指す内容は安定ヨウ素剤の服用及び仮設設備の考慮であり、居住性評価の添付書類で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。

【許可からの変更点】
居住性の確保のために期待する機能を明確化した。

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (5 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>るおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。緊③b</p>		<p>ない条件においても、「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について(内規)」の手法を参考とした被ばく評価において、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100 mSvを超えない設計とする。</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備，生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>緊急時対策所遮蔽及び二次遮蔽は、緊急時対策所の気密性，緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が7日間で100 mSvを超えない設計とする。</p>	<p>緊③b(P3へ)</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (6 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p> <p>【「等」の解説】 「倒壊等」とは他の設備に悪影響を及ぼす可能性のある事象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>7.7.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，居住性を確保するための設備として緊急時対策所に設置する設計とする。緊①-4a</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備を，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊①-4b</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。緊④a</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。緊④b</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は，緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし，倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊⑤b</p>	<p>② 主要な設備・機器の種類</p> <p>a. 緊急時対策建屋の遮蔽設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，緊急時対策建屋の遮蔽設備を常設重大事故等対処設備として設置する。☒</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。緊④a</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。緊④b</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は，緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし，倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊⑤b</p>	<p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 MOX燃料加工施設では後段（緊急時対策建屋換気設備）にて記載しているため。</p> <p>② 系統構成 (a) 緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，緊急時対策建屋の遮蔽設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊①-4b 【P45 から】</p> <p>② 系統構成 a. 共通要因故障に対する考慮 (a) 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋換気設備及び緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。⇩</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋換気設備及び緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することで，再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。⇩ 【P35 から】</p> <p>② 系統構成 b. 悪影響防止 緊急時対策建屋の遮蔽設備は，緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし，倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⇩ 【P37 から】</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるように，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備，生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，緊急時対策所遮蔽（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），二次遮蔽，緊急時対策所非常用換気設備（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），緊急時対策所加圧設備（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），酸素濃度計（東海，東海第二発電所共用），二酸化炭素濃度計（東海，東海第二発電所共用），可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エアモニタを設ける設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>緊①-4a (P3 から)</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (7 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は，緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり，重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。緊⑦a</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。緊⑧a</p>	<p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は，緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり，重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。緊⑦a</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。緊⑧a</p> <p>(a) 緊急時対策建屋の遮蔽設備 i. 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備（再処理施設と共用） 厚さ 約 1.0 m以上㉓</p>	<p>② 系統構成 d. 環境条件等 (a) 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備は，緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり，重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。⇩【P41 から】</p> <p>⑤ 試験・検査 緊急時対策建屋の遮蔽設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。⇩【P51 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (8 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
	<p>7.7.2 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，居住性を確保するための設備として緊急時対策所に設置する設計とする。緊①-5a</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう，緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部室差圧計及び待機室差圧計にて構成する。緊急時対策建屋換気設備は，常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊①-5b</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は，居住性を確保するため，外気取入加圧モードとして，放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに，緊急時対策所を加圧し，放射性物質の流入を低減できる設計とする。緊①-5c</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には，再循環モードとして，緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後，外気を取り入れを遮断し，緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。緊①-5d</p>	<p>b. 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，緊急時対策建屋換気設備を常設重大事故等対処設備として設置する。㊦</p> <p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 MOX燃料加工施設では前段及び後段（緊急時対策建屋の遮蔽設備，環境測定設備，放射線計測設備）にて記載しているため。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には，外気を取り入れを遮断し，緊急時対策建屋内の空気を再循環できる設計とする。また，再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は，緊急時対策建屋加圧ユニットにより待機室内を加圧し，放射性物質の流入を防止できる設計とする。㊦</p>	<p>④ 系統構成及び主要設備</p> <p>a. 系統構成</p> <p>(b) 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう，緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部室差圧計，待機室差圧計及び監視制御盤を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊①-5b，㊦</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は，居住性を確保するため，外気取入加圧モードとして，放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに，緊急時対策所を加圧し，放射性物質の流入を低減できる設計とする。緊①-5c</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には，再循環モードとして，緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後，外気を取り入れを遮断し，緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。緊①-5d【P45，46から】</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保</p> <p>緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるように，適切な遮蔽設計及び換気設計を行い緊急時対策所の居住性を確保する。</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備，生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置</p> <p>重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所の居住性を確保するための設備として，緊急時対策所遮蔽（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），二次遮蔽，緊急時対策所非常用換気設備（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），緊急時対策所加圧設備（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），酸素濃度計（東海，東海第二発電所共用），二酸化炭素濃度計（東海，東海第二発電所共用），可搬型モニタリング・ポスト及び緊急時対策所エアモニタを設ける設計とする。</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備，生体遮蔽装置等 2.2 換気設備 2.2.2 緊急時対策所換気系</p> <p>緊急時対策所非常用換気設備として，緊急時対策所非常用送風機，緊急時対策所非常用フィルタ装置（東海，東海第二発電所共用）を設ける設計とする。また，緊急時対策所等の加圧のために，緊急時対策所加圧設備及び緊急時対策所用差圧計を設ける設計とする。</p>	<p>緊①-5a (P3 から)</p> <p>【許可からの変更点】 申請対象設備を明確にしたため。</p>

(当社の記載)
〈不一致の理由〉
居住性の確保という方針は同様であるが，MOX燃料加工施設特有の機能を記載するため。（発電炉には再循環モードが無いため）

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 （緊急時対策所）（9 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 発電機から給電が可能という方針は同様であるが、当社固有の設備の構成、設計事項として記載するため。</p> <p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>また、再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合には、緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。緊①-5e</p> <p>緊急時対策建屋換気設備のうち、緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ、必要な非常時対策組織の要員が一定期間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。緊①-5f</p> <p>緊急時対策建屋換気設備のうち、対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。緊①-5g</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統 6.9kV 緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統 460V 緊急時対策建屋用母線を介して、給電できる設計とする。緊①-5h</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。緊④c</p>	<p>緊急時対策建屋換気設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。緊④c</p>	<p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (b) 緊急時対策建屋換気設備 また、再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合には、緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。緊①-5e</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ、約 50 人の非常時対策組織の要員が 2 日間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。緊①-5f、Ⓓ</p> <p>対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。緊①-5g【P46 から】</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (e) 緊急時対策建屋電源設備 i 電源設備 緊急時対策建屋電源設備は、外部電源が喪失し、重大事故等が発生した場合に、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統 6.9kV 緊急時対策建屋用母線、緊急時対策建屋低圧系統 460V 緊急時対策建屋用母線及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊①-5h【P49 から】</p> <p>② 系統構成 a. 共通要因故障に対する考慮 (a) 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備、緊急時対策建屋換気設備及び緊急時対策建屋電源設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。Ⓓ【P35 から】</p>	<p>※「放射線管理施設」 第 2 章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 緊急時対策所非常用換気設備である緊急時対策所非常用送風機（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））は、緊急時対策所建屋を正圧化し、放射性物質の侵入を低減できる設計とする。 緊急時対策所加圧設備は、プルーム通過時において、緊急時対策所等を正圧化し、希ガスを含む放射性物質の侵入を防止できる設計とする。</p> <p>※「放射線管理施設」 第 2 章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.2 換気設備 2.2.2 緊急時対策所換気系 緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備の設計に当たっては、緊急時対策所に必要な外気取入れ量に対して十分な余裕を考慮した設計とする。 また、緊急時対策所外の火災により発生する燃焼ガス又はばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離及びその他の適切に防護するための設備を設ける設計とする。</p> <p>※「放射線管理施設」 第 2 章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.2 換気設備 2.2.2 緊急時対策所換気系 緊急時対策所加圧設備は、緊急時対策所等を正圧化し、緊急時対策所等内へ希ガスを含む放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要な容量を設置及び保管する設計とする。</p> <p>※「放射線管理施設」 第 2 章 個別項目 2. 換気設備、生体遮蔽装置等 2.1 中央制御室及び緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置 緊急時対策所用差圧計（東海、東海第</p>	<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 MOX 燃料加工施設では、技術基準規則三十条の展開にて記載しているため。</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (10 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>緊急時対策建屋換気設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。緊④d</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，多重性を有する設計とする。緊④e</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊⑤c</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊⑤d</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有する設計とする。また，緊急時対策建屋フィルタユニットは，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な基数及び故障時のバックアップを含めた基数を有する設計とする。緊⑥a</p>	<p>緊急時対策建屋換気設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。緊④d</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊⑤c</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な2台を有する設計とするとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた4台以上を有する設計とする。また，緊急時対策建屋フィルタユニットは，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な5基を有する設計とするとともに，故障時のバックアップを含めた6基以上を有する設計とする。緊⑥a，㊦</p>	<p>② 系統構成 a. 共通要因故障に対する考慮 (a) 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋換気設備及び緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することで，再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。⚡</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機はそれぞれ2台で緊急時対策建屋内を換気するために必要な換気容量を有するものを合計4台設置することで，多重性を有する設計とする。緊④e，㊦【P35から】</p> <p>② 系統構成 b. 悪影響防止 緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋環境測定設備，緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⚡</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機並びに緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊⑤d【P37から】</p> <p>② 系統構成 c. 個数及び数量 (a) 常設重大事故等対処設備 再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な2台を有する設計とするとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた4台以上を有する設計とする。また，緊急時対策建屋フィルタユニットは，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な5基を有する設計とするとともに，故障時のバックアップを含めた6基以上を有する設計とする。⚡【P38から】</p>	<p>二発電所共用（以下同じ。）（個数1，計測範囲0～200 Pa）は，緊急時対策所等の正圧化された室内と周辺エリアとの差圧を監視できる設計とする。</p> <p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 2. 換気設備，生体遮蔽装置等 2.2 換気設備 2.2.2 緊急時対策所換気系 緊急時対策所の緊急時対策所非常用換気設備及び緊急時対策所加圧設備は，基準地震動Ssによる地震力に対し，機能を喪失しないようにするとともに，緊急時対策所の気密性とあいまって緊急時対策所の居住性に係る判断基準を満足する設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 MOX燃料加工施設では個数及び計測範囲については，仕様表で示すため。</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (11 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 風（台風）等の詳細は、「8.1 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備」で建屋により損傷を防止する自然現象の総称として示しているため。（以下同じ）</p>	<p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、再処理施設において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合、待機室の居住性を確保するため、待機室を正圧化し、待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる容量を有する設計とする。緊⑥b</p>	<p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、再処理施設において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合、待機室の居住性を確保するため、待機室を正圧化し、待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる4900m³以上を有する設計とする。緊⑥b，緊①-6a，㊦</p>	<p>② 系統構成 c. 個数及び数量 (a) 常設重大事故等対処設備 再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において、待機室の居住性を確保するため、待機室を正圧化し、待機室内へ気体状の放射性物質の流入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる4900m³以上を有する設計とする。⇩【P38 から】</p>		
<p>【許可からの変更点】 第三十条重大事故等対処設備の設計方針展開を踏まえた記載の適正化。（以下同じ）</p>	<p>緊急時対策建屋換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊⑦b</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。緊⑦c</p>	<p>緊急時対策建屋換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊⑦b</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。緊⑦c</p>	<p>② 系統構成 d. 環境条件等 (a) 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋換気設備及び緊急時対策建屋電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⇩ 緊急時対策建屋換気設備及び緊急時対策建屋電源設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。⇩【P41 から】</p>		
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、独立して分解点検が可能な設計とする。緊⑧b</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。緊⑧c</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。緊⑧d</p>	<p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認が可能な設計とする。また、当該設備を健全に維持するため、独立して分解点検が可能な設計とする。緊⑧b</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。緊⑧c</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。緊⑧d</p>	<p>⑤ 試験・検査 緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認が可能な設計とする。また、当該設備を健全に維持するため、独立して分解点検が可能な設計とする。⇩ 緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。⇩【P51 から】 ⑤ 試験・検査 緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。⇩【P52 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (12 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="231 338 477 699" style="border: 2px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p> </div>	<p>緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊⑧e</p>	<p><u>緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊⑧e</u></p> <p>(a) 緊急時対策建屋換気設備 i. 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋送風機 (再処理施設と共用) 台 数 4台 (予備として故障時のバックアップを2台) 容 量 約63500m³/h/台 緊急時対策建屋排風機 (再処理施設と共用) 台 数 4台 (予備として故障時のバックアップを2台) 容 量 約63500m³/h/台 緊急時対策建屋フィルタユニット (再処理施設と共用) 種 類 高性能粒子フィルタ2段内蔵型 台 数 6基 (予備として故障時のバックアップを1基) 粒子除去効率 99.9%以上 (0.15μmDOP粒子) 容 量 約25400m³/h/基 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ (再処理施設と共用) 数 量 1式 緊急時対策建屋加圧ユニット (再処理施設と共用) 容 量 4900m³以上 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁 (再処理施設と共用) 数 量 1式 対策本部室差圧計 (再処理施設と共用) 基 数 1基 測定範囲 -0.5~0.5kPa 待機室差圧計 (再処理施設と共用) 基 数 1基 監視制御盤 (再処理施設と共用) 面 数 1面</p>	<div data-bbox="1546 300 2033 520" style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>⑤ 試験・検査 緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，外観点検が可能な設計とする。⇩【P12から】</p> </div>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (13 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>7.7.3 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において，待機室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が要員の活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。緊①-6a</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が，緊急時対策所にとどまることができることを確認するため，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。緊①-6b</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。緊①-6c</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。緊④f</p>	<p>c. 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>b. 緊急時対策建屋換気設備 再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは，再処理施設において，気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合，待機室の居住性を確保するため，待機室を正圧化し，待機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに，酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる4900m³以上を有する設計とする。緊①-6a，㊦【P11 から】</p> <p>重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，緊急時対策建屋環境測定設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。㊦</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。緊④f</p>	<p>② 系統構成 c. 個数及び数量 (a) 常設重大事故等対処設備 再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは，再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において，待機室の居住性を確保するため，待機室を正圧化し，待機室内へ気体状の放射性物質の流入を防止するとともに，酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる4900m³以上を有する設計とする。㊦【P38 から】</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (c) 緊急時対策建屋環境測定設備 緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が，緊急時対策所にとどまることができることを確認するため，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。①-6b</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。緊①-6c【P47 から】</p> <p>② 系統構成 a. 共通要因故障に対する考慮 (b) 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。㊦【P36 から】</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 a. 居住性の確保 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう酸素濃度計（東海，東海第二発電所共用）（個数1（予備1））及び二酸化炭素濃度計（東海，東海第二発電所共用）（個数1（予備1））を保管する設計とするとともに，室内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視，測定するため，さらに緊急時対策所加圧設備による加圧判断のために使用する緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管する設計とする。</p>	<p>(発電炉の記載) 〈不一致の理由〉 MOX燃料加工施設では個数及び計測範囲については，仕様表で示すため。</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (14 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>緊急時対策建屋環境測定設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。緊④g</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊⑤e</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は，緊急時対策所の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定をするために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。緊⑥c</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊⑦d</p>	<p>緊急時対策建屋環境測定設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る。緊④g</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊⑤e</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は，緊急時対策所の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定をするために必要な1台を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。緊⑥c， ㊦</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊⑦d</p>	<p>② 系統構成 a. 共通要因故障に対する考慮 (b) 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る。⇩【P37 から】</p> <p>② 系統構成 b. 悪影響防止 緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋環境測定設備，緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⇩【P37 から】</p> <p>② 系統構成 c. 個数及び数量 (b) 可搬型重大事故等対処設備 再処理施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は，緊急時対策所の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定をするために必要な1台を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。⇩【P39 から】</p> <p>② 系統構成 d. 環境条件等 (b) 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⇩【P41 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (15 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>緊急時対策建屋環境測定設備は，<u>溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管，被水防護する設計とする。緊⑦e</u></p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，機能を損なわない設計とする。緊⑦f</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。緊⑦g</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊⑧f</p>	<p><u>緊急時対策建屋環境測定設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。緊⑦e</u></p> <p><u>緊急時対策建屋環境測定設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，機能を損なわない設計とする。緊⑦f</u></p> <p><u>緊急時対策建屋環境測定設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊⑧f</u></p> <p>(a) 緊急時対策建屋環境測定設備 i. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型酸素濃度計（再処理施設と共用） （設計基準対象の施設と兼用） 台数 3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2</p>	<p>② 系統構成 d. 環境条件等 (b) 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は，<u>溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。◇【P41 から】</u></p> <p>② 系統構成 d. 環境条件等 (b) 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所により，機能を損なわない設計とする。◇【P42 から】</p> <p>② 系統構成 d. 環境条件等 (b) 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は，<u>想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。緊⑦g，◇【P42 から】</u></p> <p>⑤ 試験・検査 緊急時対策建屋環境測定設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，<u>外観点検が可能な設計とする。◇</u> 緊急時対策建屋環境測定設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。◇【P52 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (16 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>台) 可搬型二酸化炭素濃度計 (再処理施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) 台 数 3台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) 可搬型窒素酸化物濃度計 (再処理施設と共用) (設計基準対象の施設と兼用) 台 数 3台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台) ㊦</p>			

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (17 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>7.7.4 緊急時対策建屋放射線計測設備 (1) 可搬型屋内モニタリング設備</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。緊①-7a</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。緊①-7b</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。緊④h</p>	<p>d. 緊急時対策建屋放射線計測設備</p> <p>重大事故等が発生した場合において，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，緊急時対策建屋放射線計測設備として可搬型屋内モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング設備並びに代替モニタリング設備の一部である監視測定用運搬車を可搬型重大事故等対処設備として配備する。㊸</p> <p>代替モニタリング設備については「へ. (ロ)(1)①b. 代替モニタリング設備」に示す。㊹</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。緊④h【P22へ】</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。㊺【P22へ】</p>	<p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (d) 緊急時対策建屋放射線計測設備 i. 可搬型屋内モニタリング設備 可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。緊①-7a</p> <p>可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。緊①-7b【P47から】</p> <p>② 系統構成 a. 共通要因故障に対する考慮 (b) 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。㊻【P36から】</p>	<p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 1.1.2 エリアモニタリング設備 緊急時対策所に設ける緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストは，重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視，測定し，計測結果を記録及び保存できる設計とする。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (18 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を中央制御室が設置される再処理施設の制御建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。緊④i</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊⑤f</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エリアモニタ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。緊⑥d</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型ダストサンプラは，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。緊⑥e</p>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を制御室が設置される再処理施設の中央制御建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る。緊④i</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊⑤f【P22 へ】</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。緊⑥d，緊⑥e【P22，23 へ】</p>	<p>② 系統構成</p> <p>a. 共通要因故障に対する考慮 (b) 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る。◇【P37 から】</p> <p>② 系統構成</p> <p>b. 悪影響防止 緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋環境測定設備，緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇【P37 から】</p> <p>② 系統構成</p> <p>c. 個数及び数量 (b) 可搬型重大事故等対処設備 再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。◇【P40 から】</p>		

【許可からの変更点】
 仕様表対象と仕様表対象外に分けたため。(以下同じ)

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 （緊急時対策所） （19 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 5px;">(当社の記載) 〈不一致の理由〉 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊⑦h</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊⑦h</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊⑦i</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，機能を損なわない設計とする。緊⑦j</p>	<p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は，可搬型線量率計等に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。緊⑦h</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊⑦h</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊⑦i</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は，<u>溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。緊⑦i</u></p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は，<u>内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，機能を損なわない設計とする。緊⑦j【P23へ】</u></p>	<p>② 系統構成 d. 環境条件等 (b) 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊⑦h</p> <p>② 系統構成 d. 環境条件等 (b) 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は，<u>溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。緊⑦i</u></p> <p>② 系統構成 d. 環境条件等 (b) 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は，<u>内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，機能を損なわない設計とする。緊⑦j</u></p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (20 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="210 590 433 940" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; width: fit-content;"> (当社の記載) <不一致の理由> 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。 </div>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。緊⑦k</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊⑧g</p>	<p><u>緊急時対策建屋放射線計測設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。</u>緊⑦k</p> <p><u>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。</u>緊⑧g 【P24 へ】</p>	<p>② 系統構成 d. 環境条件等 (b) 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。⇩ 【P42 から】</p> <p>⑤ 試験・検査 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。⇩ 【P52 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条（緊急時対策所）（21 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(2) 可搬型環境モニタリング設備</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。緊①-7c</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合において，換気モードの切替判断を行うために，線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。緊①-7d</p> <p>可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，緊急時対策建屋周辺の線量を測定するとともに，空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とする。緊①-7e</p> <p>また，指示値を可搬型データ伝送装置により情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。緊①-7f</p> <p>可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は，可搬型発電機から受電できる設計とする。緊①-7g</p> <div data-bbox="172 1444 486 1789" style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 発電炉は設置許可にて可搬型発電機ではなく，外部バッテリーを使用することとしており，当社固有の設計となるため。</p> </div>	<p>(2) 可搬型環境モニタリング設備</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。緊①-7c</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合において，換気モードの切替判断を行うために，線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。緊①-7d</p> <p>可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，緊急時対策建屋周辺の線量を測定するとともに，空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とする。緊①-7e</p> <p>また，指示値を可搬型データ伝送装置により情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。緊①-7f</p> <p>可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は，可搬型発電機から受電できる設計とする。緊①-7g</p>		<p>④ 系統構成及び主要設備</p> <p>a. 系統構成</p> <p>(d) 緊急時対策建屋放射線計測設備</p> <p>ii. 可搬型環境モニタリング設備</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。緊①-7c【P48 から】</p> <p>④ 系統構成及び主要設備</p> <p>a. 系統構成</p> <p>(d) 緊急時対策建屋放射線計測設備</p> <p>ii. 可搬型環境モニタリング設備</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合において，換気モードの切替判断を行うために，線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。緊①-7d</p> <p>可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，緊急時対策建屋周辺の線量を測定するとともに，空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とする。緊①-7e</p> <p>また，指示値を可搬型データ伝送装置により情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。緊①-7f</p> <p>可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は，可搬型発電機から受電できる設計とする。緊①-7g【P48 から】</p>	<p>※「放射線管理施設」 第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置 1.1.2 エリアモニタリング設備</p> <p>緊急時対策所に設ける緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストは，重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視，測定し，計測結果を記録及び保存できる設計とする。</p> <p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備</p> <p>可搬型モニタリング・ポストは，重大事故等が発生した場合に，発電所海側及び緊急時対策所付近等において，発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録できる設計とするとともに，緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断に用いる設計とする。</p>	備考

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (22 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，<u>離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。</u>緊④j</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を中央制御室が設置される再処理施設の制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。緊④k</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊⑤g</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な台数を有する設計とするとともに，保有数は，必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。緊⑥f</p>	<p>d. 緊急時対策建屋放射線計測設備 <u>緊急時対策建屋放射線計測設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。</u>緊④j</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。緊④k【P17 から】</p> <p>d. 緊急時対策建屋放射線計測設備 <u>緊急時対策建屋放射線計測設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</u>緊⑤g</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。緊⑥f，図【P18 から】</p>	<p>② 系統構成 a. 共通要因故障に対する考慮 (b) 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，<u>離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。</u>⇩</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。⇩【P36 から】</p> <p>② 系統構成 b. 悪影響防止 緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋環境測定設備，緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。⇩【P37 から】</p> <p>② 系統構成 c. 個数及び数量 (b) 可搬型重大事故等対処設備 再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。⇩【P40 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (23 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点】 「可搬型線量率計等」について対象を明確にした。</p> <p>(当社の記載) 〈不一致の理由〉 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。緊⑥g</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な容量を確保する設計とする。緊⑥h</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊⑦l</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。緊⑦m</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，機能を損なわない設計とする。緊⑦n</p>	<p>d. 緊急時対策建屋放射線計測設備 再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。緊⑥g 【P18 から】</p> <p>d. 緊急時対策建屋放射線計測設備 再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は，可搬型線量率計等に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。緊⑥h， ㊦</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊⑦l</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。緊⑦m</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，機能を損なわない設計とする。緊⑦n 【P19 から】</p>	<p>② 系統構成 c. 個数及び数量 (b) 可搬型重大事故等対処設備 再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は，可搬型線量率計等に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。⇩【P40 から】</p> <p>② 系統構成 d. 環境条件等 (b) 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⇩</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。⇩【P41 から】</p> <p>② 系統構成 d. 環境条件等 (b) 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所にすることにより，機能を損なわない設計とする。⇩【P42 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (24 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。緊⑦o</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊⑧h</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊⑧i</p>	<p>d. 緊急時対策建屋放射線計測設備 緊急時対策建屋放射線計測設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。緊⑦o</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊⑧h 【P20 から】</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。緊⑧i</p> <p>(a) 可搬型屋内モニタリング設備 i. 可搬型重大事故等対処設備 可搬型エリアモニタ (再処理施設と共用) 台 数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) 計測範囲 0.001~99.99mSv/h 可搬型ダストサンプラ (再処理施設と共用) 台 数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (再処理施設と共用) 台 数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) 計測範囲 B. G~100kmin⁻¹ (アルファ線) 計測範囲 B. G~300 kmin⁻¹ (ベータ線) (b) 可搬型環境モニタリング設備 i. 可搬型重大事故等対処設備</p>	<p>② 系統構成 d. 環境条件等 (b) 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。⇩ 【P42 から】</p> <p>⑤ 試験・検査 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。⇩</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。⇩ 【P52 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (25 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>可搬型線量率計（再処理施設と共用） 種類 NaI(Tl)シンチ レーシオン式検出器半導体式検出器 計測範囲 B. G. ~100mSv/h 又は mGy/h 台数 2台（予備として故障 時のバックアップを1台） 可搬型ダストモニタ（再処理施設と共 用） 種類 ZnS(Ag)シンチ レーシオン式検出器 プラスチックシンチレ ーシオン式検出器 計測範囲 B. G. ~99.9kmin⁻¹ 台数 2台（予備として故障 時のバックアップを1台） 可搬型データ伝送装置（再処理施設と共 用） 台数 2台（予備として故障 時のバックアップを1台） 可搬型発電機（再処理施設と共用） 台数 3台（予備として故障 時及び待機除外時のバックアップを2 台） 容量 約3kVA/台[㊦]</p> <p>(c) 代替モニタリング設備 i. 可搬型重大事故等対処設備 監視測定用運搬車 台数 1台[㊦]</p>			

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (26 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社施設の設計上の考慮を記載するため。</p>	<p>7.7.5 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備</p> <p>緊急時対策建屋は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために代替電源から給電ができる設計とする。緊①-8a</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は，多重性を有する設計とする。緊①-8b</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は，緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため，電源設備及び燃料補給設備にて構成する。緊①-8c</p> <p>緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため，緊急時対策建屋電源設備として，電源設備及び燃料補給設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊①-8d</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は，外部電源が喪失し，重大事故等が発生した場合に，当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため，緊急時対策建屋用発電機，緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線，緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊①-8e</p>	<p>e. 緊急時対策建屋電源設備</p> <p>緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため，緊急時対策建屋電源設備として，電源設備及び燃料補給設備を常設重大事故等対処設備として設置する。緊①-8d</p>	<p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (e) 緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策建屋は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために代替電源から給電ができる設計とする。緊①-8a【P49から】</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (e) 緊急時対策建屋電源設備 緊急時対策建屋電源設備は，緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため，電源設備及び燃料補給設備で構成する。緊①-8c【P49から】</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (e) 緊急時対策建屋電源設備 i 電源設備 緊急時対策建屋電源設備は，外部電源が喪失し，重大事故等が発生した場合に，当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため，緊急時対策建屋用発電機，緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線，緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊①-8e【P49から】</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (2) 必要な条件 c. 代替交流電源の確保 緊急時対策所には，常用電源設備からの給電が喪失した場合に，代替電源設備である緊急時対策所用発電機（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。））からの給電が可能な設計とする。なお，緊急時対策所用発電機は，プルーム通過時において，燃料を自動で補給し運転継続できる設計とする。 緊急時対策所用発電機は，1台で緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを，2台設置することで，多重性を有する設計とする。</p> <p>※「非常用電源設備」 第2章 個別項目 2. 交流電源設備 2.3 緊急時対策所用発電機 緊急時対策所用発電機（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。））は，緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。））（6900V，1200Aのものを1個），緊急時対策所用動力変圧器（東海，東海第二発電所共用）（1400kVA，6900/480Vのものを1個），緊急時対策所用パワーセンタ（東海，東海第二発電所共用）（480V，1800Aのものを1個），緊急時対策所用モータコントロールセンタ（東海，東海第二発電所共用）（480V，1200A及び210V，800Aのものを2個），緊急時対策所用100V分電盤（東海，東海第二発電所共用）（105V，800Aのものを2個及び105V，400Aのものを1個），緊急時対策所用直流125V主母線盤（東海，東海第二発電所共用）（125V，1200Aのものを1個），緊急時対策所用直流125V分電盤（東海，東海第二発電所共用）（125V，800Aのものを1個）を經由して緊急時対策所非常用送風機（東海，東海第二発電所共用），衛星電話設備（固定型）（東海，東海第二発電所共用），統合原子力防災ネットワークに接</p>	<p>緊①-8b(P4から)</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (27 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社施設の設計上の考慮を記載するため。</p>	<p>緊急時対策建屋電源設備は，外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に，多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高压系統 6.9kV 緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低压系統 460V 緊急時対策建屋用母線を介して，緊急時対策建屋換気設備，所内通信連絡設備，所外通信連絡設備及び代替電源設備並びに情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に給電できる設計とする。緊①-8f</p> <p>緊急時対策建屋用発電機は，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，運転中においても燃料の補給が可能な設計とする。緊①-8g</p> <p>燃料の補給の本系統の流路として，燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。緊①-8h</p>	<p>緊急時対策建屋電源設備は，外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に，多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高压系統 6.9kV 緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低压系統 460V 緊急時対策建屋用母線を介して，緊急時対策建屋換気設備，所内通信連絡設備，所外通信連絡設備及び情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に給電できる設計とする。緊①-8f</p> <p>また，緊急時対策建屋用発電機は，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，運転中においても燃料の補給が可能な設計とする。緊①-8g【P49 から】</p>	<p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (e) 緊急時対策建屋電源設備 i 電源設備 緊急時対策建屋電源設備は，外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に，多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高压系統 6.9kV 緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低压系統 460V 緊急時対策建屋用母線を介して，緊急時対策建屋換気設備，所内通信連絡設備，所外通信連絡設備及び情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に給電できる設計とする。緊①-8f</p> <p>また，緊急時対策建屋用発電機は，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，運転中においても燃料の補給が可能な設計とする。緊①-8g【P49 から】</p> <p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (e) 緊急時対策建屋電源設備 i 電源設備 燃料の補給の本系統の流路として，燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する。緊①-8h【P50 から】</p> <p>② 系統構成 a. 共通要因故障に対する考慮 (a) 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋換気設備及び緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。⇩</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋換気設備及び緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。緊④m</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋換気設備及び緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。⇩【P35 から】</p>	<p>続ける通信連絡設備（テレビ会議システム，IP電話，IP-FAX）（東海，東海第二発電所共用）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）等へ給電できる設計とする。</p> <p>※「非常用電源設備」 第2章 個別項目 4. 燃料設備 4.3 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機への給油 緊急時対策所用発電機の燃料は，緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク（東海，東海第二発電所共用）及び緊急時対策所用発電機給油ポンプ（東海，東海第二発電所共用）により補給できる設計とする。</p> <p>※「非常用電源設備」 第2章 個別項目 3. 直流電源設備及び計測制御用電源設備 3.3 緊急時対策所用蓄電池 常用電源設備からの受電が喪失した場合に，緊急時対策所用メタルクラッド開閉装置等の制御電源に使用するため，緊急時対策所用125V系蓄電池（東海，東海第二発電所共用）を設ける設計とする。</p>	<p>備考</p>
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。緊④l</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。緊④m</p>	<p>緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。緊④l</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって再処理の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。緊④m</p>	<p>緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋換気設備及び緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することにより，再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。⇩【P35 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (28 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="184 821 427 1178" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p> </div>	<p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は，多重性を有する設計とするとともに，それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。緊④n</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは，多重性を有する設計とする。緊④o</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊⑤h</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊⑤i</p>	<p>緊急時対策建屋電源設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊⑤h</p>	<p>② 系統構成</p> <p>a. 共通要因故障に対する考慮 (a) 常設重大事故等対処設備 <u>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は，1台で緊急時対策建屋に給電するために必要な容量を有するものを2台設置，緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線を2系統，緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を4系統有し，多重性を有する設計とするとともに，それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。緊④n，◇【P35から】</u></p> <p>② 系統構成</p> <p>a. 共通要因故障に対する考慮 (a) 常設重大事故等対処設備 <u>緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは，1台で緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台，合計4台設置することで，多重性を有する設計とする。緊④o，【P36から】</u></p> <p>② 系統構成</p> <p>b. 悪影響防止 <u>緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋環境測定設備，緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇</u></p> <p><u>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機並びに緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。緊⑤i【P37から】</u></p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (29 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は，緊急時対策建屋に給電するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有し，多重性を考慮した設計とする。緊⑥i</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは，緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有する台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有し，多重性を有する設計とする。緊⑥j</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊⑦p</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。緊⑦q</p>	<p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は，緊急時対策建屋に給電するために必要な1台を有する設計とするとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた2台以上設置し多重性を有するとともに，独立した系統構成を有する設計とする。緊⑥i，㊸</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは，1台で緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた合計4台以上設置することで，多重性を有する設計とする。緊⑥j，㊸</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，外部からの支援がなくとも，緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な1基を有する設計とするとともに，予備を含めた2基以上を有する設計とする。㊸【P31～】</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。緊⑦p</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。緊⑦q</p>	<p>② 系統構成 c. 個数及び数量 (a) 常設重大事故等対処設備 再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は，緊急時対策建屋に給電するために必要な1台を有する設計とするとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた2台以上を有し，多重性を考慮した設計とする。⊕</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは，1台で緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた合計4台以上設置することで，多重性を有する設計とする。⊕【P39 から】</p> <p>② 系統構成 d. 環境条件等 (a) 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋換気設備及び緊急時対策建屋電源設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋換気設備及び緊急時対策建屋電源設備は，溢水量を考慮し，影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。【P41 から】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 （緊急時対策所） （30 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="240 453 507 768" style="border: 2px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p> </div>	<p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検，起動試験が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，独立して分解点検が可能な設計とする。緊⑧j</p>	<p><u>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観点検，起動試験が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，独立して分解点検が可能な設計とする。緊⑧j</u></p>	<div data-bbox="1546 499 2033 835" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑤ 試験・検査 緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して外観点検，起動試験が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，独立して分解点検が可能な設計とする。⇩【P53 から】</p> </div>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (31 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) <不一致の理由> 当社施設の設計上の考慮を記載するため。</p> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p>	<p>(2) 燃料補給設備</p> <p>燃料補給設備は，重大事故等への対処に必要となる燃料を供給できるようにするため，重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊①-8i</p> <p>重油貯槽は，緊急時対策建屋用発電機を7日間以上の連続運転ができる燃料を貯蔵する設計とする。緊①-8j</p> <p>重油貯槽は，消防法に基づき設置する設計とする。緊①-8k</p> <p>また，重油貯槽は，万一火災が発生した場合においても，緊急時対策建屋に影響を及ぼすことがないように配置する設計とする。緊①-8l</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，多重性を有する設計とする。緊④p</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，外部からの支援がなくとも，緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な容量を有する設計とする。緊⑥k</p>	<p>e. 緊急時対策建屋電源設備</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，外部からの支援がなくとも，緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な1基を有する設計とするとともに，予備を含めた2基以上を有する設計とする。緊⑥k，㉓【P29 から】</p>	<p>④ 系統構成及び主要設備</p> <p>a. 系統構成</p> <p>(e) 緊急時対策建屋電源設備</p> <p>ii 燃料補給設備</p> <p>燃料補給設備は，重大事故等への対処に必要となる燃料を供給できるようにするため，重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊①-8i</p> <p>重油貯槽は，緊急時対策建屋用発電機を7日間以上の連続運転ができる燃料を貯蔵する設計とする。緊①-8j【P50 から】</p> <p>④ 系統構成及び主要設備</p> <p>a. 系統構成</p> <p>(e) 緊急時対策建屋電源設備</p> <p>ii 燃料補給設備</p> <p>重油貯槽は，消防法に基づき設置する。緊①-8k</p> <p>また，重油貯槽は，万一火災が発生した場合においても，緊急時対策建屋に影響を及ぼすことがないように配置する。緊①-8l【P50 から】</p> <p>② 系統構成</p> <p>a. 共通要因故障に対する考慮</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，外部からの支援がなくとも，1基で緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な容量を有するものを2基設置することで，多重性を有する設計とする。緊④p，◇【P36 から】</p> <p>② 系統構成</p> <p>c. 個数及び数量</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，外部からの支援がなくとも，緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な1基を有する設計とするとともに，予備を含めた2基以上を有する設計とする。【P39 から】</p>	<p>※「非常用電源設備」 第2章 個別項目</p> <p>4. 燃料設備</p> <p>4.3 緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンクから緊急時対策所用発電機への給油</p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料は，緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク（東海，東海第二発電所共用）及び緊急時対策所用発電機給油ポンプ（東海，東海第二発電所共用）により補給できる設計とする。</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (32 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<div data-bbox="255 363 507 663" style="border: 2px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>(当社の記載) <不一致の理由> 第三十条重大事故等対処設備展開を個別に記載することとしたため。</p> </div>	<p>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，通常時において，重大事故等に対処するため，独立してパラメータ確認及び漏えい確認が可能な設計とする。緊⑧k</p>	<p><u>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，通常時において，重大事故等に対処するため，独立してパラメータ確認及び漏えい確認が可能な設計とする。緊⑧k</u></p> <p>(a) 電源設備 i. 常設重大事故等対処設備 緊急時対策建屋用発電機(再処理施設と共用) ディーゼル機関 台 数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) 燃 料 A重油 (約420L/h) 発電機 種 類 三相同期発電機 容 量 約1700kVA/台 力 率 0.8 (遅れ) 電 圧 6.6kV 周 波 数 50Hz 緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線(再処理施設と共用) 数 量 2系統 緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線(再処理施設と共用) 数 量 2系統 燃料油移送ポンプ(再処理施設と共用) 台 数 4台 (予備として故障時のバックアップを3台) 容 量 約1.3m³/h/台 燃料油配管・弁(再処理施設と共用) 数 量 1式 (b) 燃料補給設備☑ i. 常設重大事故等対処設備 重油貯槽(再処理施設と共用) 基 数 2基 容 量 約100m³/基 使用燃料 A重油 ☑</p>	<div data-bbox="1546 422 2033 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑤ 試験・検査 緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を維持するため，独立してパラメータ確認及び漏えい確認が可能な設計とする。⇩【P53から】</p> </div>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (33 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
<p>【等の解説】 緊急時対策所に伝送する情報の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>7.7.6 通信連絡設備 通信連絡設備は，重大事故等が発生した場合においてMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため所内通信連絡設備，所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備を重大事故等対処設備として設ける設計とする。緊②b</p> <p>MOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため，所内通信連絡設備の一部であるページング装置，専用回線電話及びファクシミリを重大事故等対処設備として設置する。所外通信連絡設備の一部である統合原子力防災ネットワークIP電話，統合原子力防災ネットワークIP-FAX，統合原子力防災ネットワークTV会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリを重大事故等対処設備として設置する。代替通信連絡設備の一部である統合原子力防災ネットワークIP電話，統合原子力防災ネットワークIP-FAX，統合原子力防災ネットワークTV会議システム，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）を重大事故等対処設備として設ける設計とする。緊②c</p> <p>また，緊急時対策所においてMOX燃料加工施設の情報を把握する設備及び緊急時対策所にパラメータ等を伝送するための設備として，情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を重大事故等対処設備として設ける設計とする。緊②d</p>	<p>f. 通信連絡設備</p> <p>MOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため，所内通信連絡設備の一部であるページング装置，専用回線電話，一般加入電話及びファクシミリを重大事故等対処設備として設置する。所外通信連絡設備の一部である統合原子力防災ネットワークIP電話，統合原子力防災ネットワークIP-FAX，統合原子力防災ネットワークTV会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリを重大事故等対処設備として設置する。代替通信連絡設備の一部である統合原子力防災ネットワークIP電話，統合原子力防災ネットワークIP-FAX，統合原子力防災ネットワークTV会議システム，可搬型衛星電話（屋内用），可搬型トランシーバ（屋内用），可搬型衛星電話（屋外用）を重大事故等対処設備として設置又は配備する。緊②c</p> <p>また，緊急時対策所にてMOX燃料加工施設の情報を把握するための設備及び緊急時対策所にパラメータ等を伝送するための設備として，情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を設置又は配備する。緊②</p>	<p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成 (f) 通信連絡設備 通信連絡設備は，重大事故等が発生した場合においてもMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため所内通信連絡設備，所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備を重大事故等対処設備として設置又は配備する。緊②b【P50 から】</p> <p>（双方の記載） <不一致の理由> 加工施設の技術基準規則第三十八条（緊急時対策所）では，重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備の設置の要求がないため。</p> <p>(f) 通信連絡設備 また，緊急時対策所においてMOX燃料加工施設の情報を把握する設備及び緊急時対策所にパラメータ等を伝送するための設備として，情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を重大事故等対処設備として設置又は配備する。緊②d【P51 から】</p>	<p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 c. 通信連絡 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において，当該事故等に対処するため，発電所内の関係要員に指示を行うために必要な通信連絡設備及び発電所外関係箇所と専用であって多様性を備えた通信回線にて通信連絡できる設計とする。 緊急時対策所には，重大事故等が発生した場合においても発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡できる設計とする。 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合において，通信連絡設備により，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として，緊急時対策支援システム伝送装置を設置する設計とする。データ伝送設備（発電所外）については，通信方式の多様性を確保した専用通信回線にて伝送できる設計とする。 緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備（発電所外）については，重大事故等が発生した場合においても必要なデータを伝送できる設計とする。</p> <p>※「緊急時対策所」 第2章 個別項目 1. 緊急時対策所 1.1 緊急時対策所の設置等 (3) 緊急時対策所の機能 b. 情報の把握 緊急時対策所には，原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に対処するために必要な情報及び重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう，重大事故等に対処するために必要な情報を，中央制御室内の運転員を介さずに正確，かつ速やかに把握できる情</p>	

基本設計方針の許可整合性, 発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (34 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
		<p>通信連絡設備は「ト.(イ)(8)通信連絡設備」に記載する。㊦</p>		<p>報収集設備を設置する。 緊急時対策所の情報収集設備として、事故状態等の必要な情報を把握するために必要なパラメータ等を収集し、緊急時対策所内で表示できるよう、データ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDSデータ表示装置で構成する安全パラメータ表示システム（SPDS）を設置する設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条（緊急時対策所）（35 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>a. 共通要因故障に対する考慮 基本方針については、 「イ.(ハ)(1)①a. 共通要因故障に対する考慮」に示す。◇ (a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋換気設備及び緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。◇ 【P6, 9, 27 へ】</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋換気設備及び緊急時対策建屋電源設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，緊急時対策建屋に設置することで，再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。◇ 【P6, 10, 27 へ】</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機はそれぞれ2台で緊急時対策建屋内を換気するために必要な換気容量を有するものを合計4台設置することで，多重性を有する設計とする。◇【P10 へ】</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は，1台で緊急時対策建屋に給電するために必要な容量を有するものを2台設置，緊急時対策建屋高压系統6.9kV緊急時対策建屋用母線を2系統，緊急時対策建屋低压系統460V緊急時対策建屋用母線を4系統有し，多重性を有する設計とするとともに，それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。◇ 【P28 へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 （緊急時対策所）（36 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは，1台で緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台，合計4台設置することで，多重性を有する設計とする。◇【P28 へ】</p>		
			<p>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，外部からの支援がなくとも，1基で緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な容量を有するものを2基設置することで，多重性を有する設計とする。◇【P31 へ】</p>		
			<p>(b) 可搬型重大事故等対処設備 緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，離隔距離を確保することで，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。◇【P13, 17, 22 へ】</p>		
			<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。◇【P22 へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 （緊急時対策所）（37 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は，共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る。◇【P14, 18 へ】</p> <p>通信連絡設備の共通要因故障に対する考慮については，「ト. (イ)(8)通信連絡を行うために必要な設備」に示す。◇</p> <p>b. 悪影響防止 基本方針については，「イ. (ハ)(1)①b. 悪影響防止」に示す。◇</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は，緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし，倒壊等により他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇【P6 へ】</p> <p>緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋環境測定設備，緊急時対策建屋放射線計測設備及び緊急時対策建屋電源設備は，他の設備から独立して単独で使用可能なことにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇【P10, 14, 18, 22, 28 へ】</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機並びに緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは，回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。◇【P10, 28 へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条（緊急時対策所）（38 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>通信連絡設備の悪影響防止については、「ト.(イ)(8)通信連絡を行うために必要な設備」に示す。◇</p> <p>c. 個数及び数量 基本方針については、「イ.(ハ)(1)② 個数及び容量」に示す。◇</p> <p>(a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>緊急時対策所は，想定される重大事故等時において，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，重大事故等による工場等外への放射性物質の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びに再処理施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として，最大360人を収容できる設計とする。また，再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等，約50人の要員がとどまることができる設計とする。◇</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な2台を有する設計とするとともに，動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた4台以上を有する設計とする。また，緊急時対策建屋フィルタユニットは，緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な5基を有する設計とするとともに，故障時のバックアップを含めた6基以上を有する設計とする。◇【P10 へ】</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは，再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において，待機室の居住性を確保するため，待機室を正圧化し，待機室内へ気体状の放射性物質の流入を防止するとともに，酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる4900m³以上を有する設計とする。◇【P11, 13 へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 （緊急時対策所）（39 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、緊急時対策建屋に給電するために必要な1台を有する設計とするとともに、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた2台以上を有し、多重性を考慮した設計とする。◇</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、1台で緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有するものを各系統に2台、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた合計4台以上設置することで、多重性を有する設計とする。◇【P29 へ】</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくとも、緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な1基を有する設計とするとともに、予備を含めた2基以上を有する設計とする。◇【P31 へ】</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は、緊急時対策所の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定をするために必要な1台を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。◇【P14 へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性, 発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (40 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計, 可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は, 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とするとともに, 保有数は, 必要数として1台, 予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。◇ 【P18, 22 へ】</p>		
			<p>再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型発電機は, 可搬型線量率計等に給電できる容量を有する設計とするとともに, 保有数は, 必要数として1台, 予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。◇【P23 へ】</p>		
			<p>通信連絡設備の個数及び容量については, 「ト.(イ)(8)通信連絡を行うために必要な設備」に示す。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条（緊急時対策所）（41 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>d. 環境条件等 基本方針については、 「イ.(ハ)(1)③ 環境条件等」に示す。⇩ (a) 常設重大事故等対処設備</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。⇩【P7 へ】</p> <p>緊急時対策建屋換気設備及び緊急時対策建屋電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⇩【P11, 29 へ】</p> <p>緊急時対策建屋換気設備及び緊急時対策建屋電源設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置及び被水防護する設計とする。⇩【P11, 29 へ】</p> <p>(b) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⇩【P14, 19 へ】</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。⇩【P23 へ】</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管及び被水防護する設計とする。⇩【P15, 19, 23 へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 （緊急時対策所）（42 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所にするにより，機能を損なわない設計とする。◇【P15, 19、23 へ】</p> <p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は，積雪及び火山の影響に対して，積雪に対しては除雪する手順を，火山の影響（降下火砕物による積載荷重）に対しては除灰する手順を整備する。◇</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備及び緊急時対策建屋放射線計測設備は，想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように，当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。◇【P15, 20, 24 へ】</p> <p>通信連絡設備の環境条件等については，「ト. (イ)(8)通信連絡を行うために必要な設備」に示す。◇ e. 操作性の確保 基本方針については，「イ. (ハ)(1)④ a. 操作性の確保」に示す。◇ 通信連絡設備の操作性の確保については，「ト. (イ)(8)通信連絡を行うために必要な設備」に示す。◇ ③ 主要設備の仕様 緊急時対策所の主要設備の仕様を添5第54表に示す。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条（緊急時対策所）（43 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>④ 系統構成及び主要設備 a. 系統構成</p> <p>緊急時対策所は，必要な指揮を行う対策本部室及び全社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。◇【P3 へ】</p> <p>緊急時対策所は，基準地震動による地震力に対し，耐震構造とする緊急時対策建屋内に設けることにより，その機能を喪失しない設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋は，大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう，標高約55m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。◇</p> <p>また，隣接する第1保管庫・貯水所で漏水が発生した場合を想定し，地下外壁に防水処理を施し，周囲の地盤を難透水層とする。◇</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は，共通要因により再処理施設の中央制御室と同時にその機能を喪失しないよう，再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに，再処理施設の中央制御室からの離隔距離を確保した場所に設置又は配備する。◇</p> <p>緊急時対策所は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，工場等外への放射性物質の放出を抑制するための必要な要員を含め，重大事故等の対処に必要な数の非常時対策組織の要員を収容することができる設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋は，建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持込みを防止するため，出入管理区画を設ける設計とする。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条（緊急時対策所）（44 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>また，建屋出入口に設ける2つの扉は，汚染の持ち込みを防止するため，同時に開放できない設計とする。【P4～】</p>		
			<p>緊急時対策建屋の重大事故等対処設備は，緊急時対策建屋の遮蔽設備，緊急時対策建屋換気設備，緊急時対策建屋環境測定設備，緊急時対策建屋放射線計測設備，通信連絡設備及び緊急時対策建屋電源設備で構成する。◇</p>		
			<p>緊急時対策所の居住性に係る設計においては，有効性評価を実施している重大事故等のうち，外的事象の地震を要因として発生が想定される火災を仮定する。◇</p>		
			<p>また，その仮定における放射性物質の放出量は，重大事故等の有効性評価に対して十分な保守性を見込んで設定する。◇</p>		
			<p>具体的には，火災源となる潤滑油を有する8基のグローブボックス全てにおいて火災が同時発生した場合に，火災を消火するための対策及びグローブボックス排気系及び工程室排気系の放出経路上に設置するダンパ閉止が機能しないことを仮定する。◇</p>		
			<p>放出時間については，重大事故等発生直後から緊急時対策建屋換気設備の再起動を確認するまでの5分間の間に重大事故によって大気中に放出される放射性物質の全量が放出し，直接緊急時対策所に取り込まれるものと仮定する。◇</p>		
			<p>また，重大事故等時の緊急時対策所の居住性については，マスクの着用及び交代要員体制等の被ばくの低減措置を考慮せず，7日間同じ要員が緊急時対策所にとどまることを想定する。◇</p>		
			<p>以上の条件においても，緊急時対策所の居住性を確保するための設備は，重大事故等時において緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が，7日間で100mSvを超えない設計とする。◇</p>		
			<p>緊急時対策所における居住性に係る被ばく評価結果は，最大で，外的事象の地震を要因として発生する火災の同時発生における約3.7×10^{-4}mSvであり，7日間で100mSvを超えない。◇</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 （緊急時対策所）（45 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋は、「イ.(ロ)(5)② 重大事故等対処施設の耐震設計」，「イ.(ロ)(6)津波による損傷の防止」及び「イ.(ロ)(7)③外部火災防護に関する設計」に基づく設計とする。◇</p> <p>緊急時対策所は，再処理施設との共用を考慮した設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋機器配置図を添5第79図に示す。◇</p> <p>(a) 緊急時対策建屋の遮蔽設備</p> <p>緊急時対策所は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう，緊急時対策建屋の遮蔽設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。緊①-4b</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は，重大事故等が発生した場合において，緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって，緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が7日間で100mSvを超えない設計とする。◇</p> <p>(b) 緊急時対策建屋換気設備</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう，緊急時対策建屋送風機，緊急時対策建屋排風機，緊急時対策建屋フィルタユニット，緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ，緊急時対策建屋加圧ユニット，緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁，対策本部室差圧計，待機室差圧計及び監視制御盤を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。◇【P8へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条（緊急時対策所）（46 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋換気設備は，居住性を確保するため，外気取入加圧モードとして，放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに，緊急時対策所を加圧し，放射性物質の流入を低減できる設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋換気設備は，重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には，再循環モードとして，緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後，外気を取り入れを遮断し，緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。◇【P8 へ】</p> <p>また，再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合には，緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧し，放射性物質の流入を防止できる設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋加圧ユニットは，軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ，約 50 人の非常時対策組織の要員が 2 日間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。◇</p> <p>対策本部室差圧計及び待機室差圧計は，緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。◇【P9 へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (47 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>また，緊急時対策建屋換気設備等の起動状態及び差圧が確保されていること等を確認するため，監視制御盤を常設重大事故等対処設備として使用する。◇ 緊急時対策建屋換気設備の系統概要図を添5第80図に示す。◇</p> <p>(c) 緊急時対策建屋環境測定設備</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が，緊急時対策所にとどまることができることを確認するため，可搬型酸素濃度計，可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素酸化物濃度計を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋環境測定設備は，重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所内の酸素濃度，二酸化炭素濃度及び窒素酸化物濃度が活動に支障ない範囲にあることを把握できる設計とする。◇ 【P13 へ】</p> <p>(d) 緊急時対策建屋放射線計測設備 i. 可搬型屋内モニタリング設備</p> <p>可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型エリアモニタ，可搬型ダストサンプラ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。◇</p> <p>可搬型屋内モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。◇ 【P17 へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 （緊急時対策所）（48 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>ii. 可搬型環境モニタリング設備</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため，可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ，可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する設計とする。◇【P21～】</p> <p>また，代替モニタリング設備の一部である監視測定用運搬車を可搬型重大事故等対処設備として使用する。◇</p> <p>代替モニタリング設備については，「へ. (ロ)(4)②b. 代替モニタリング設備」に示す。◇</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合において，換気モードの切替判断を行うために，線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。◇</p> <p>可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，緊急時対策建屋周辺の線量を測定するとともに，空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とする。◇</p> <p>また，指示値を可搬型データ伝送装置により情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。◇</p> <p>可搬型線量率計，可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置は，可搬型発電機から受電できる設計とする。◇【P21～】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 （緊急時対策所）（49 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>(e) 緊急時対策建屋電源設備</p> <p>緊急時対策建屋は，重大事故等が発生した場合においても，当該重大事故等に対処するために代替電源から給電ができる設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は，緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため，電源設備及び燃料補給設備で構成する。◇【P26 へ】</p> <p>i 電源設備</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は，外部電源が喪失し，重大事故等が発生した場合に，当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため，緊急時対策建屋用発電機，緊急時対策建屋高圧系統 6.9kV 緊急時対策建屋用母線，緊急時対策建屋低圧系統 460V 緊急時対策建屋用母線及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。◇【P9, 26 へ】</p> <p>緊急時対策建屋電源設備は，外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に，多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統 6.9kV 緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統 460V 緊急時対策建屋用母線を介して，緊急時対策建屋換気設備，所内通信連絡設備，所外通信連絡設備及び情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に給電できる設計とする。◇</p> <p>また，緊急時対策建屋用発電機は，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，運転中においても燃料の補給が可能な設計とする。◇【P27 へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性, 発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (50 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>燃料の補給の本系統の流路として、燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する。◇【P27 へ】</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の系統概要図を添5第81図に示す。◇</p> <p>ii 燃料補給設備</p> <p>燃料補給設備は、重大事故等への対処に必要な燃料を供給できるようにするため、重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。◇</p> <p>重油貯槽は、緊急時対策建屋用発電機を7日間以上の連続運転ができる燃料を貯蔵する設計とする。◇【P31 へ】</p> <p>重油貯槽は、複数有する設計とする。◇</p> <p>重油貯槽は、消防法に基づき設置する。◇</p> <p>また、重油貯槽は、万一火災が発生した場合においても、緊急時対策建屋に影響を及ぼすことがないよう配置する。◇【P31 へ】</p> <p>燃料補給設備の系統概要図を添5第82図に示す。◇</p> <p>(f) 通信連絡設備</p> <p>通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合においてもMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備を重大事故等対処設備として設置又は配備する。◇【P33 へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条（緊急時対策所）（51 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>また，緊急時対策所においてMOX燃料加工施設の情報を把握する設備及び緊急時対策所にパラメータ等を伝送するための設備として，情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を重大事故等対処設備として設置又は配備する。◇【P33へ】</p> <p>通信連絡設備の系統構成及び主要設備についてはト.(イ)(8)通信連絡設備」に示す。◇</p> <p>⑤ 試験・検査 基本方針については，「イ.(ハ)(1)④b. 試験・検査性」に示す。◇</p> <p>緊急時対策建屋の遮蔽設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。◇【P7へ】</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，独立して動作確認が可能な設計とする。また，当該設備を健全に維持するため，独立して分解点検が可能な設計とする。◇</p> <p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検及びパラメータ確認が可能な設計とする。◇【P11へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 （緊急時対策所）（52 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。◇【P11 へ】</p>		
			<p>緊急時対策建屋換気設備の対策本部室差圧計及び待機室差圧計は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，外観点検が可能な設計とする。◇【P12 へ】</p>		
			<p>緊急時対策建屋環境測定設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，外観点検が可能な設計とする。◇</p>		
			<p>緊急時対策建屋環境測定設備は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。◇【P15 へ】</p>		
			<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備並びに可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，校正，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。◇【P20, 24 へ】</p>		
			<p>緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため，動作確認及び外観点検が可能な設計とする。◇【P24 へ】</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条（緊急時対策所）（53 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して外観点検，起動試験が可能な設計とする。また，当該機能を健全に維持するため，独立して分解点検が可能な設計とする。◇【P30 へ】</p> <p>緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は，通常時において，重大事故等に対処するために必要な機能を維持するため，独立してパラメータ確認及び漏えい確認が可能な設計とする。◇【P32 へ】</p> <p>通信連絡設備の試験・検査については，「ト.(イ)(8)通信連絡設備」に示す。◇</p> <p>添5第54表(1)緊急時対策所の主要設備及び仕様</p> <p>1. 緊急時対策建屋の遮蔽設備 (1) 常設重大事故等対処設備 ① 緊急時対策建屋の遮蔽設備（再処理施設と共用） 外部遮蔽 厚さ 約1.0m以上</p> <p>2. 緊急時対策建屋換気設備 (1) 常設重大事故等対処設備 ① 緊急時対策建屋送風機（再処理施設と共用） 台数 4台（予備として故障時のバックアップを2台） 容量 約63500m³/h/台 ② 緊急時対策建屋排風機（再処理施設と共用） 台数 4台（予備として故障時のバックアップを2台） 容量 約63500m³/h/台 ③ 緊急時対策建屋フィルタユニット（再処理施設と共用） 種類 高性能粒子フィルタ2段内蔵型 基数 6台（予備として故障時のバックアップを1基） 粒子除去効率 99.9%以上（0.15μmDOP粒子）</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条（緊急時対策所）（54 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>容量 約 25400m³/h/基</p> <p>④ 緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダ ンパ（再処理施設と共用） 数量 1式</p> <p>⑤ 緊急時対策建屋加圧ユニット（再処 理施設と共用） 容量 4900m³ [normal]以上</p> <p>⑥ 緊急時対策建屋加圧ユニット配管・ 弁（再処理施設と共用） 数量 1式</p> <p>⑦ 対策本部室差圧計（再処理施設と共 用） 基数 1 測定範囲 -0.5～0.5kpa</p> <p>⑧ 待機室差圧計（再処理施設と共用） 基数 1 測定範囲 -0.5～0.5kpa</p> <p>⑨ 監視制御盤（再処理施設と共用） 面数 1</p> <p>3. 緊急時対策建屋環境測定設備 (1) 可搬型重大事故等対処設備 ① 可搬型酸素濃度計（再処理施設と共 用） （設計基準対象の施設と兼用） 台数 3台 （予備として故障時及び待機除外時のバ ックアップを2台） 測定範囲 0.0～25.0vol%</p> <p>② 可搬型二酸化炭素濃度計（再処理施 設と共用） （設計基準対象の施設と兼用） 台数 3台 （予備として故障時及び待機除外時のバ ックアップを2台） 測定範囲 0.0～5.0vol%</p> <p>③ 可搬型窒素酸化物濃度計（再処理施 設と共用） （設計基準対象の施設と兼用） 台数 3台（予備として故障時及び待機 除外時のバックアップを2台） 測定範囲 0.0～9.0ppm</p> <p>4. 緊急時対策建屋放射線計測設備 (1) 可搬型重大事故等対処設備 ① 可搬型屋内モニタリング設備 a. 可搬型エリアモニタ（再処理施設 と共用） 台数 2台（予備として故障時のバック アップを1台）</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (55 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>計測範囲 0.001~99.99mSv/h</p> <p>b. 可搬型ダストサンプラ (再処理施設と共用)</p> <p>台数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>c. アルファ・ベータ線用サーベイメータ (再処理施設と共用)</p> <p>台数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>計測範囲 B. G~100kmin⁻¹ (アルファ線)</p> <p>計測範囲 B. G~300kmin⁻¹ (ベータ線)</p> <p>② 可搬型環境モニタリング設備</p> <p>a. 可搬型線量率計 (再処理施設と共用)</p> <p>種類 NaI (Tl) シンチレーション式検出器</p> <p>半導体式検出器</p> <p>計測範囲 B. G. ~100mSv/h 又は mGy/h</p> <p>台数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>b. 可搬型ダストモニタ (再処理施設と共用)</p> <p>種類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器</p> <p>プラスチックシンチレーション式検出器 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台)</p> <p>測定範囲 0.0~9.0ppm</p> <p>4. 緊急時対策建屋放射線計測設備</p> <p>(1) 可搬型重大事故等対処設備</p> <p>① 可搬型屋内モニタリング設備</p> <p>a. 可搬型エリアモニタ (再処理施設と共用)</p> <p>台数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>計測範囲 0.001~99.99mSv/h</p> <p>b. 可搬型ダストサンプラ (再処理施設と共用)</p> <p>台数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>c. アルファ・ベータ線用サーベイメータ (再処理施設と共用)</p> <p>台数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台)</p> <p>計測範囲 B. G~100kmin⁻¹ (アルファ線)</p> <p>計測範囲 B. G~300kmin⁻¹ (ベータ線)</p> <p>② 可搬型環境モニタリング設備</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第三十八条（緊急時対策所）（56 / 57）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>a. 可搬型線量率計（再処理施設と共用） 種類 NaI (Tl) シンチレーション式検出器 半導体式検出器 計測範囲 B. G. ～100mSv/h 又は mGy/h 台数 2台（予備として故障時のバックアップを1台）</p> <p>b. 可搬型ダストモニタ（再処理施設と共用） 種類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器 プラスチックシンチレーション式検出器 計測範囲 B. G. ～99.9kmin⁻¹ 台数 2台（予備として故障時のバックアップを1台）</p> <p>c. 可搬型データ伝送装置（再処理施設と共用） 台数 2台（予備として故障時のバックアップを1台）</p> <p>d. 可搬型発電機（再処理施設と共用） 台数 3台 （予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） 容量 約3kVA/台</p> <p>5. 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備 [常設重大事故等対処設備] ① 緊急時対策建屋用発電機（再処理施設と共用） ディーゼル機関 台数 2台（予備として故障時のバックアップを1台） 燃料 A重油（約420L/h） 発電機 種類 三相同期発電機 容量 約1700kVA/台 力率 0.8（遅れ） 電圧 6.6kV 周波数 50Hz ② 緊急時対策建屋高圧系統 6.9kV 緊急時対策建屋用母線 （再処理施設と共用） 数量 2系統 ③ 緊急時対策建屋低圧系統 460V 緊急時対策建屋用母線 （再処理施設と共用） 数量 4系統</p>		

基本設計方針の許可整合性, 発電炉との比較 第三十八条 (緊急時対策所) (57 / 57)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	発電炉設工認 基本設計方針	備考
			<p>④ 燃料油移送ポンプ (再処理施設と共用) 台数 4台 (予備として故障時のバックアップを2台) 容量 約1.3m³/h/台</p> <p>⑤ 燃料油配管・弁 (再処理施設と共用) 数量 1式</p> <p>(2) 燃料補給設備 [常設重大事故等対処設備]</p> <p>① 重油貯槽 (再処理施設と共用) 基数 2基 容量 約100m³/基 使用燃料 A重油</p> <p>添5第54表(2)緊急時対策建屋放射線計測設備に関連する放射線管理施設の概略仕様 1. 緊急時対策建屋放射線計測設備に関連する代替モニタリング設備 詳細は添5第37表(1)に記載する。 [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>① 監視測定用運搬車 台数 1◇</p>		

設工認申請書 各条文の設計の考え方

第三十八条（緊急時対策所）					
1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
緊①	必要な指示を行う要員がとどまることができる措置に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 1号	—	—
緊①-1	地震・津波に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 1号	—	a, c, f
緊①-2	制御室との共通要因に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 1号	—	f
緊①-3	汚染の持込みを防止する設計に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 1号	—	f, g, i
緊①-4	遮蔽設備に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 1号	—	a, c, d, f, g
緊①-5	換気設備に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 1号	—	a, b, c, d, f, g
緊①-6	環境測定設備に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 1号	—	b, c, d, f, g
緊①-7	放射線計測設備に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 1号	—	b, c, d, f, g, h
緊①-8	電源設備に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 1号	—	a, b, c, d, f, g, j
緊②	通信連絡設備に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	1項 2号	—	c, e, f, k
緊③	重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置に関する説明	技術基準の要求を受けている内容	2項	—	f, g
緊④	共通要因事故に対する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十八条）の設備として考慮すべき特記事項	2項 一号 3項 二号 四号 六号	—	d
緊⑤	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十八条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 六号	—	d
緊⑥	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十八条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 一号	—	c
緊⑦	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第三十条）に基づく共通	1項	—	d

設工認申請書 各条文の設計の考え方

		設計方針のうち、技術基準規則（第三十八條）の設備として考慮すべき特記事項	二号 七号 3項 三号 四号		
緊⑧	試験・検査の確保に関する内容	技術基準規則（第三十條）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第三十八條）の設備として考慮すべき特記事項	1項 四号	—	d

2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
①	技術基準規則の要求外	技術基準規則の要求外のため記載しない	—
②	重複記載	本文の他の箇所と趣旨が同じ若しくは具体的な設計である事業許可添付五の記載を採用したため記載しない	—
③	設備仕様	仕様表に記載するため記載しない。	1
④	他条文との重複記載 (監視測定設備)	第三十七條「監視測定設備」で記載する基本設計方針である	—
⑤	他条文との重複記載 (通信連絡に必要な設備)	第三十九條「通信連絡に必要な設備」で記載する基本設計方針である	—
⑥	繰り返し記載	設工認申請書との比較のための繰り返しの記載のため記載しない。	—

3. 事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
①	重複記載	本文と趣旨が同じであり、本文の記載を基本設計方針に記載するため、記載しない	—
②	技術基準規則の要求外	技術基準規則の要求外のため記載しない	—
③	技術基準規則の要求外(運用に係る手順の記載)	技術基準規則の要求外(運用に係る手順)のため記載しない	—
④	他条文と重複記載 (通信連絡に必要な設備)	第三十九條「通信連絡に必要な設備」で記載する基本設計方針である	—
⑤	記載箇所の呼び込み	事業許可申請書内の呼び込みに関する記載のため記載しない	—
⑥	被ばく評価の影響に対する設計方針	緊急時対策所の居住性に関する説明書に記載するため記載しない	g
⑦	耐震、耐津波、火災及び爆発の防止に関する設計条件	MOX燃料加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書に記載するため記載しない	b
⑧	設備仕様	仕様表に記載するため記載しない。	1
⑨	他条文との重複記載 (監視測定設備)	第三十七條「監視測定設備」で記載する基本設計方針である	—
⑩	繰り返し記載	設工認申請書との比較のための繰り返しの記載のため記載しない。	—

4. 添付書類等	
No.	書類名
a	Ⅲ-3-1 加工設備等に係る耐震性に関する計算書
b	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書
c	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）
d	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
e	V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書
f	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書
g	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書
h	V-1-4-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
i	V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書
j	V-1-5-1 所内電源設備に関する説明書
k	V-2-3 系統図
l	仕様表

別紙 2

基本設計方針を踏まえた添付書類の
記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
1	緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を配置する等の措置を講じた設計とする。また、MOX燃料加工施設の内外の通信連絡を必要とする場所と通信連絡を行うために必要な設備を設ける設計とする。	書類宣言	基本方針	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能について】 ・緊急時対策所の設置条件等 【緊急時対策建屋の基本方針】 ・緊急時対策所の基本設計（レイアウト、資機材等）について説明する。 ・緊急時対策所に保管する資機材について説明する。 【緊急時対策所の機能、居住性についての説明】 ・再処理施設において気体状の放射性物質放出時に緊急時対策所にとどまる要員（組織）について説明する。 ・重大事故等時に緊急時対策所の居住性について説明する。 ・居住性評価に使用した各パラメータについて補足する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。	書類宣言	基本方針	基本方針	V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	「V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
3	緊急時対策建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地上2階建て）、地下1階の建物である。	設置要求	緊急時対策建屋	設計方針（緊急時対策所）			—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設置することにより、その機能を喪失しない設計とする。	設置要求 評価要求	緊急時対策建屋	基本方針（耐震構造） 評価	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 III-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の機能に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策建屋の基準地震動に関する基本方針を示す。 【V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）】 ・「III-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5	また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれることがないよう、標高約5m及び海岸からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の機能に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策建屋の基準地震動に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策建屋の基準津波に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の独立性に関する基本方針を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	緊急時対策所は、独立性を有することにより、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時に機能喪失しない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—
7	緊急時対策所は、想定される重大事故等において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の要員並びに再処理施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。また、再処理施設において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員などがとどまることができる設計とする。	評価要求	緊急時対策建屋	基本方針 評価	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため、緊急時対策所に最大360人を収容できる設計とする。 また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8	緊急時対策所は、必要な指揮を行う対策本部及び本社対策組織の要員の活動場所とする全社対策室並びに待機室を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策所	基本方針		【緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱及び脱換、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋 (出入管理区画)	基本方針 対象選定	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の出入管理区画の機能に係る詳細設計を示す。 ・建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。 ・緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱及び脱換、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋の資機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。 「V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	
10	また、建屋出入口に設置する2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋 (出入管理区画)	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の出入管理区画の機能に係る詳細設計を示す。 ・建屋出入口に設ける2つの扉は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。 ・緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱及び脱換、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。 「V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類
1	緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として適切な遮蔽設備及び換気設備を配置する等の措置を講じた設計とするとともに、MOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設ける設計とする。	書類宣言	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	V-1-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	【緊急時対策所の機能について】 ・緊急時対策所の設置条件等 【緊急時対策建屋の基本方針】 ・緊急時対策建屋の基本設計（レイアウト、資機材等）について説明する。 ・緊急時対策所に保管する資機材について説明する。 【緊急時対策所の機能、居住性についての説明】 ・気体状の放射性物質放出時に緊急時対策所にとどまる要員（組織）について補足する。 ・重大事故等における緊急時対策所の居住性について説明する。 ・居住性評価に使用した各パラメータについて補足する。 「V-1-1-1 加工施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」にて、詳細を展開する。
2	また、重大事故等に対処するために必要な数の非常時対策組織の要員を収容できる設計とする。	書類宣言	—	—	—	—	—	○	—	基本方針	—	—	—
3	緊急時対策建屋の主要構造は、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）で、地上1階（一部地上2階建て）、地下1階の建物である。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	—	—
4	緊急時対策所は、基準地震動による地震力に対し、耐震構造とする緊急時対策建屋内に設置することにより、その機能を喪失しない設計とする。	設置要求 評価要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	V-1-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 III-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設置関係に関する説明書（緊急時対策所）	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の機能に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策建屋の基準地震動に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策建屋の基準津波に関する基本方針を示す。 「III-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書」にて、詳細を展開する。
5	また、緊急時対策建屋は、大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して必要な機能が損なわれないよう、標高約5m及び海浜からの距離約5kmの地点に設置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の機能に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策建屋の基準地震動に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策建屋の基準津波に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の独立性に関する基本方針を示す。
6	緊急時対策所は、独立性を有することにより、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時に機能喪失しない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	—	—
7	緊急時対策所は、想定される重大事故等において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、重大事故等による工場等への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な非常時対策組織の復旧並びに再処理施設において事故が同時に発生した場合に対処する要員として、最大360人を収容できる設計とする。また、再処理施設において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員などがとどまることができる設計とする。	評価要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため、緊急時対策所に最大360人を収容できる設計とする。 また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、360人の要員がとどまることができる設計とする。
8	緊急時対策所は、必要な指揮を行う対策本部及び本社対策組織の要員の活動場所とする全社対策重並びに待機室を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策所	—	—	【緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。
9	緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋 (出入管理区画)	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の出入管理区画の機能に係る詳細設計を示す。 ・建屋出入口に設ける2つの部屋は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。 ・緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋の資機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。 「V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書」にて、詳細を展開する。
10	また、建屋出入口に設置する2つの部屋は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋 (出入管理区画)	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の出入管理区画の機能に係る詳細設計を示す。 ・建屋出入口に設ける2つの部屋は、汚染の持ち込みを防止するため、同時に開放できない設計とする。 ・緊急時対策建屋は、建屋の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、現場作業に従事した要員による緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、作業服の着替え、防護具の着脱及び脱装、身体汚染検査並びに除染作業ができる区画を設ける設計とする。 「V-1-4-2 管理区域の出入管理設備及び環境資料分析装置に関する説明書」にて、詳細を展開する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
11	緊急時対策所は、火災源となる潤滑油を有する8基のグローブボックス全てで火災が同時発生した場合において、火災を消火するための対策及びグローブボックス排気及び工能室排気系の放出経路上に設置するダンパー閉止が機能しないことを条件とし、かつ、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく量の低減措置を考慮しない場合においても、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニット及び緊急時対策建屋加圧ユニットの機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。	機能要求① 評価要求	緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋換気設備	基本方針 設計方針 (建屋換気設備) 評価条件 評価方法	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 III-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定機能に関する説明書 (緊急時対策所)	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できる緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパーを閉止後、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できる緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋の窓機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。 【緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価】 ・相対濃度及び相対湿度 ・換気設備の換気回数 ・放射性物質フィルタの劣化を低減せずに流入する放射性物質を含む空気の実入量 ・緊急時対策所の遮蔽効果 ・緊急時対策所にとどまる要員 【III-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書】にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12	緊急時対策所は、重大事故等対処において再処理施設と共用し、共用によって共用によって対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	基本方針	基本方針	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】にて、詳細を展開する	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13	7.7.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として緊急時対策所に設置する設計とする。	評価宣言 機能要求②	緊急時対策建屋の遮蔽設備	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため、緊急時対策所に最大300人を収容できる設計とする。 また、再処理施設において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができるよう設計とする。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮蔽設備を設ける設計とする。 【緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	緊急時対策建屋の遮蔽設備を、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	評価宣言	緊急時対策建屋の遮蔽設備	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備を、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 ・緊急時対策所の遮蔽設備は、緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
11	緊急時対策所は、火災源となる潤滑油を有する8基のグローブボックス全てで火災が同時発生した場合において、火災を消火するための対策及びグローブボックス排気及び工能室排気系の放出経路上に設置するダンパー閉止が機能しないことを条件とし、かつ、マスクの着用、交代要員体制等による被ばく量の低減措置を考慮しない場合においても、緊急時対策建屋の遮蔽設備及び緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニット及び緊急時対策建屋加圧ユニットの機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。	機能要求① 評価要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>V-1-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書</p> <p>III-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書</p> <p>V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所)</p>	<p>緊急時対策建屋の遮蔽設備</p> <p>緊急時対策建屋換気設備</p>	<p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるような緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の排気側及び排気側のダンパーを閉止後、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるような緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋の資機材及び要員の交代等に関する防護措置を示す。 <p>【緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相対濃度及び相対線量 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを bypass せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮蔽効果 ・緊急時対策所にとどまる要員 <p>【III-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書】にて、詳細を展開する。</p>
12	緊急時対策所は、重大事故等対処において再処理施設と共用し、共用によって共用によって対処に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書</p>	<p>基本方針</p>	<p>【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書】にて、詳細を展開する</p>
13	7.7.1 緊急時対策建屋の遮蔽設備 緊急時対策建屋の遮蔽設備は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として緊急時対策所に設置する設計とする。	習願宣言 機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書</p>	<p>緊急時対策建屋の遮蔽設備</p>	<p><遮蔽設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚さ ・主要材料 <p>【緊急時対策所の機能に関する基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため、緊急時対策所に最大360人を収容できる設計とする。 また、再処理施設において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができるよう設計とする。 <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策建屋の遮蔽設備を設ける設計とする。 <p>【緊急時対策所の居住性に関する基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。
14	緊急時対策建屋の遮蔽設備を、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	習願宣言	-	-	-	-	-	-	-	-	-	<p>V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書</p>	<p>緊急時対策建屋の遮蔽設備</p>	<p>【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策建屋の遮蔽設備を、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 ・緊急時対策所の遮蔽設備は、緊急時対策建屋換気設備の機能とあいまって、緊急時対策所にとどまる非常時対策組織の要員の実効線量が、7日間で100mSvを超えない設計とする。 <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策建屋の遮蔽設備の設備の機能を確保するための防護措置を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
15	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することと、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対地設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対地設備	【3.1.1 重大事故等対地設備】 常設重大事故等対地設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対地設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対地設備	【3.1.1 重大事故等対地設備】 常設重大事故等対地設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対地設備 (2) 重大事故等対地設備使用時及び通常時機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対地設備(3) 重大事故等対地設備使用時及び通常時機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等】 重大事故等対地設備の系統的影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
18	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の隣接条件を考慮した設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（隣接条件等（常設重大事故等対地設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋の遮蔽設備	設計方針（試験・検査）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対地設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対地設備 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対地設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
15	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することと、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備</p> <p>【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。</p>
16	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等</p> <p>【3.2.2 重大事故等対処設備(3)】 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等</p>
17	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体のコンクリート構造物とし、倒壊等により他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等</p> <p>【3.2.2 重大事故等対処設備(3)】 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的な影響を含む。）等</p>
18	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、緊急時対策建屋と一体設置した屋外設備であり、重大事故等時の環境条件を考慮した設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>【V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】にて、詳細を展開する。</p>
19	緊急時対策建屋の遮蔽設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性</p> <p>【3.4.2 重大事故等対処設備(2)】 試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
20	7.7.2 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができよう、居住性を確保するための設備として緊急時対策所に設置する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋換気設備	基本方針	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため、緊急時対策所に最大300人を収容できる設計とする。 また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができ設計とする。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備を設ける設計とする。 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
21	緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室差圧計及び特機室差圧計にて構成する。緊急時対策建屋換気設備は、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機) (フィルタユニット) (ダクト・ダンパ) (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁) (対策本部室差圧計) (特機室差圧計)	基本方針 対象選定	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室差圧計、特機室差圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類
20	7.7.2 緊急時対策建屋換気設備 緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、居住性を確保するための設備として緊急時対策所に設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書</p> <p>【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため、緊急時対策所に最大360人を収容できる設計とする。 また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備を設ける設計とする。 ・緊急時対策所の機能、設計に関する基本方針を示す。</p> <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。</p>
21	緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部密室圧計及び待機室密室圧計にて構成する。緊急時対策建屋換気設備は、常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書</p> <p>緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機) (フィルタユニット) (ダクト・ダンパ) (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁) (対策本部密室圧計) (待機室密室圧計)</p> <p>【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部密室圧計、待機室密室圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。</p> <p>【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回		第2回申請							
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
22	緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機) (フィルタユニット) (ダクト・ダンパ)	基本方針 設計方針 (建屋換気設備)	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 V-1-3-7-1 設備別記載事項の設定機換に関する説明書 (緊急時対策所)	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため、緊急時対策所に最大300人を収容できる設計とする。 また、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の遮断設備を設ける設計とする。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備を設ける設計とする。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるよう、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部室差圧計、待機室差圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。 【緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
23	緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機) (フィルタユニット) (ダクト・ダンパ)	基本方針 設計方針 (建屋換気設備)		【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。 【緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
24	また、再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合には、緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで待機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)	基本方針 設計方針 (建屋換気設備)		・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を確認した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策所を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットの機能を確保するための防護措置を示す。 【緊急時対策所の居住性に係る評価】 ・相対湿度及び相対湿度 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを bypass せずに流入する放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の遮蔽効果 ・緊急時対策所にとどまる要員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
25	緊急時対策建屋換気設備のうち、緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ、必要な非常時対策組織の要員が一定期間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。	機能要求② 評価要求	緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)	基本方針 設計方針 (建屋換気設備) 評価			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26	緊急時対策建屋換気設備のうち、対策本部室差圧計及び待機室差圧計は、緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。	設置要求 機能要求②	緊急時対策建屋換気設備 (対策本部室差圧計) (待機室差圧計)	基本方針 設計方針 (建屋換気設備)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27	緊急時対策建屋換気設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多量性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統400V緊急時対策建屋用母線を介して、給電できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備	基本方針 設計方針 (建屋換気設備)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請					
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規⑤)	仕様表	添付書類
22	緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるよう緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策建屋を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機) (フィルタユニット) (ダクト・ダンパ)</p> <p><ファン> ・容量 <フィルタ> ・効率 ・容量 <主配管> ・外径、厚さ</p> <p>V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所)</p> <p>【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の居住性の確保に関する基本方針を示す。 ・重大事故等に対処するため、緊急時対策所に最大360人を収容できる設計とする。 また、再処理施設において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出することにより居住性が確保できなくなるおそれがある場合には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員など、約50人の要員がとどまることができる設計とする。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋の送風設備を設ける設計とする。 ・緊急時対策所の居住性を確保するため、緊急時対策建屋換気設備を設ける設計とする。</p>
23	緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を抑制した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機) (フィルタユニット) (ダクト・ダンパ)</p> <p><ファン> ・容量 <フィルタ> ・効率 ・容量 <主配管> ・外径、厚さ</p> <p>○</p> <p>【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋換気設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等に対処するために必要な非常時対策組織の要員がとどまることができるように、緊急時対策建屋送風機、緊急時対策建屋排風機、緊急時対策建屋フィルタユニット、緊急時対策建屋換気設備ダクト・ダンパ、緊急時対策建屋加圧ユニット、緊急時対策建屋加圧ユニット配管・弁、対策本部常設圧計、待機室常設圧計を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。</p>
24	また、再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合には、緊急時対策建屋加圧ユニットから空気を供給することで特機室内を加圧し、放射性物質の流入を防止できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)</p> <p>○</p> <p>【緊急時対策所の居住性に関する基本方針】 ・緊急時対策所の構成、設計に関する基本方針を示す。 ・緊急時対策所の居住性に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋換気設備の機能を確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋換気設備は、居住性を確保するため、外気取入加圧モードとして、放射性物質の取り込みを低減できるような緊急時対策建屋フィルタユニットを経て外気を取り入れるとともに、緊急時対策建屋を加圧し、放射性物質の流入を低減できる設計とする。 ・緊急時対策建屋換気設備は、重大事故等の発生に伴い放射性物質の放出を抑制した場合には、再循環モードとして、緊急時対策建屋換気設備の給気側及び排気側のダンパを閉止後、外気を取り入れを遮断し、緊急時対策建屋フィルタユニットを通して緊急時対策建屋の空気を再循環できる設計とする。</p>
25	緊急時対策建屋換気設備のうち、緊急時対策建屋加圧ユニットは、軽作業による二酸化炭素発生量及び「労働安全衛生規則」で定める二酸化炭素の許容濃度を考慮して算出した必要換気量を踏まえ、必要な非常時対策組織の要員が一定期間とどまるために必要となる容量を有する設計とする。	機能要求② 評価要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)</p> <p><容器> ・容量 <主配管> ・外径、厚さ</p> <p>○</p> <p>【緊急時対策所の居住性に係る設計】 ・相対湿度及び相対湿度 ・換気設備の換気運転 ・高性能粒子フィルタを經由せずに入らざる放射性物質を含む空気の流入量 ・緊急時対策所の送風効率 ・緊急時対策所にとどまる要員</p>
26	緊急時対策建屋換気設備のうち、対策本部常設圧計及び待機室常設圧計は、緊急時対策所の各部屋が正圧を維持した状態であることを監視できる設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>緊急時対策建屋換気設備 (対策本部常設圧計) (待機室常設圧計)</p> <p><計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲</p> <p>○</p>
27	緊急時対策建屋換気設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋換気系統へ、あるいは緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統400V緊急時対策建屋用母線を介して、給電できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>緊急時対策建屋換気設備</p> <p>○</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
28	緊急時対策建屋換気設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、距離距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備		設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-
29	緊急時対策建屋換気設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋換気設備		設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生廃散物による影響	【3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生廃散物による影響】 重大事故等対処設備が内部発生廃散物として、他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-
30	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、多重性を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機)		設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-
31	緊急時対策建屋換気設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備		設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-
32	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機)		設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生廃散物による影響	【3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生廃散物による影響】 重大事故等対処設備が内部発生廃散物として、他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-
33	再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した台数を有する設計とする。また、緊急時対策建屋フィルタユニットは、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な台数及び故障時のバックアップを含めた基数を有する設計とする。	機能要求② 設置要求	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機) (フィルタユニット)		設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定機換に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-
34	再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、再処理施設において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において、特機室の居住性を確保するため、特機室を正圧化し、特機室内外気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる容量を有する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)		設計方針（個数及び容量（常設重大事故等対処設備）） 評価	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-
35	緊急時対策建屋換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋換気設備		設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
28	緊急時対策建屋換気設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、距離距離を確保すること、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備</p>	<p>【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。</p>
29	緊急時対策建屋換気設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等</p>	<p>【3.2.2 重大事故等対処設備(2)】 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的影響についての考慮を説明する。</p>
30	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、多重性を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等</p>	<p>【3.2.2 重大事故等対処設備(2)】 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等】 重大事故等対処設備の系統的影響についての考慮を説明する。</p>
31	緊急時対策建屋換気設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等</p>	<p>【3.2.2 重大事故等対処設備(2)】 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える影響に対する考慮を説明する。</p>
32	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生飛散物による影響</p>	<p>【3.2.2 重大事故等対処設備(1)】 内部発生飛散物による影響】 重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える影響に対する考慮を説明する。</p>
33	再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有する設計とする。また、緊急時対策建屋フィルタユニットは、緊急時対策所内の居住性を確保するために必要な台数及び故障時のバックアップを含めた台数を有する設計とする。	機能要求② 設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機) (フィルタユニット)</p>	<p><ファン> ・容量 <フィルタ> ・寿命 ・容量</p>	<p>V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）</p>	<p>【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p>
34	再処理施設と共用する緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、再処理施設において、気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において、特機室の居住性を確保するため、特機室を正圧化し、特機室内へ気体状の放射性物質の侵入を防止するとともに、酸素濃度及び二酸化炭素濃度を活動に支障がない範囲に維持するために必要となる容量を有する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)</p>	<p><容器> ・容量 <主配管> ・外径、厚さ</p>	<p>V-1-1-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）</p>	<p>【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p>
35	緊急時対策建屋換気設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響</p>	<p>【3.3.2 重大事故等対処設備(2)】 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
36	緊急時対策建屋換気設備は、湿水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備	設計方針(環境条件等(常設重大事故等対地設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対地設備 (5) 周辺機器等からの影響	【3.3.2 重大事故等対地設備(5) 周辺機器等からの影響】 常設重大事故等対地設備に対する周辺機器等からの影響のうち、湿水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
37	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、通常時において、重大事故等に発生するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、独立して分解点検が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機)	設計方針(試験・検査)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対地設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対地設備(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対地設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
38	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは、通常時において、重大事故等に発生するために必要な機能を確認するため、外観点検及びパフォーマンスタブ検証が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 (フィルタユニット)	設計方針(試験・検査)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
39	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、通常時において、重大事故等に発生するために必要な機能を確認するため、外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)	設計方針(試験・検査)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
40	緊急時対策建屋換気設備の対策本部密閉圧計及び特機室密閉圧計は、通常時において、重大事故等に発生するために必要な機能を確認するため、校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋換気設備 (対策本部密閉圧計) (特機室密閉圧計)	設計方針(試験・検査)			-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請								
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
36	緊急時対策建屋換気設備は、漏水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、漏水及び火災からの防護方針を説明する。
37	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋送風機及び緊急時対策建屋排風機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、独立して動作確認が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、独立して分解点検が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (送風機) (排風機)	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	
38	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋フィルタユニットは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検及びパフォーマンスタブ検証が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (フィルタユニット)	—			
39	緊急時対策建屋換気設備の緊急時対策建屋加圧ユニットは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、外観点検及び漏えい確認が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (加圧ユニット) (加圧ユニット配管・弁)	—			
40	緊急時対策建屋換気設備の対策本部密閉圧計及び特機室密閉圧計は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋換気設備 (対策本部密閉圧計) (特機室密閉圧計)	—			

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
41	7.7.3 緊急時対策建屋環境測定設備 緊急時対策建屋環境測定設備は、再処理施設において気体の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において、待機室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が要員の活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。	設置要求 機能要求②	緊急時対策建屋環境測定設備 (可搬型酸素濃度計) (可搬型二酸化炭素濃度計)	基本方針 設計方針 (環境測定設備)	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 V-1-3-7-1 設備別記載事項の設定機軸に関する説明書 (緊急時対策所)	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができていることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素濃度計を可搬型重大事故等対地設備として設ける設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋環境測定設備の機能を確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42	緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができていることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素濃度計を可搬型重大事故等対地設備として設ける設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋環境測定設備 (可搬型酸素濃度計) (可搬型二酸化炭素濃度計)	基本方針 対象選定			—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	緊急時対策建屋環境測定設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋環境測定設備 (可搬型酸素濃度計) (可搬型二酸化炭素濃度計)	基本方針			—	—	—	—	—	—	—	—	—
44	緊急時対策建屋環境測定設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、隔離距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (可搬型重大事故等対地設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対地設備	【3.1.1 重大事故等対地設備】 当該重大事故等対地設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
45	緊急時対策建屋環境測定設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御建屋から100m以上の隔離距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することによる位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (可搬型重大事故等対地設備))			—	—	—	—	—	—	—	—	—
46	緊急時対策建屋環境測定設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針 (悪影響防止)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対地設備 (2) 重大事故等対地設備使用時及び通常待機時の系統的影響 (電気的影響を含む。) 等	【3.2.2 重大事故等対地設備 (3) 重大事故等対地設備使用時及び通常待機時の系統的影響 (電気的影響を含む。) 等】 当該重大事故等対地設備の系統的影響 (電気的影響) について考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
47	再処理施設と共用する緊急時対策建屋環境測定設備は、緊急時対策所の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素濃度が活動に支障がない範囲内であることを測定するために必要な台数を有する設計とする。また、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機時外時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	緊急時対策建屋環境測定設備 (可搬型酸素濃度計) (可搬型二酸化炭素濃度計) (可搬型窒素濃度計)	設計方針 (個数及び容量 (可搬型重大事故等対地設備))	V-1-3-7-1 設備別記載事項の設定機軸に関する説明書 (緊急時対策所)	【重大事故等対地設備の個数及び容量】 重大事故等対地設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
48	緊急時対策建屋環境測定設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風 (台風) 等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対地設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対地設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対地設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 当該重大事故等対地設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
49	緊急時対策建屋環境測定設備は、漏水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、防水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対地設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対地設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対地設備 (5) 周辺機器等からの悪影響】 当該重大事故等対地設備に対する周辺機器等からの悪影響のうら、漏水及び火災からの防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
50	緊急時対策建屋環境測定設備は、内部発生機軸物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生機軸物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋環境測定設備	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対地設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対地設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対地設備 (5) 周辺機器等からの悪影響】 当該重大事故等対地設備に対する周辺機器等からの悪影響のうら内部発生機軸物に対する防護方針を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
51	緊急時対策建屋環境測定設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所での操作可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針 (環境条件等 (重大事故等対地設備の設置場所))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対地設備 (7) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対地設備 (7) 設置場所における放射線の影響】 当該重大事故等対地設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
52	緊急時対策建屋環境測定設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋環境測定設備	設計方針 (試験・検査)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対地設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対地設備 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対地設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請								
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
41	7.7.3 緊急時対策環境測定設備 緊急時対策環境測定設備は、再処理施設において気体状の放射性物質が大気中へ大規模に放出するおそれがある場合において、待機室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が要員の活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。	設置要求 機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策環境測定設備 (可搬型酸素濃度計) (可搬型二酸化炭素濃度計)	<計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	V-1-3-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 V-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所)	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策環境測定設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策環境測定設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。
42	緊急時対策環境測定設備は、重大事故等に発生した場合に必要な指示を行う要員が、緊急時対策所にとどまることができることを確認するため、可搬型酸素濃度計、可搬型二酸化炭素濃度計及び可搬型窒素濃度計を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策環境測定設備 (可搬型酸素濃度計) (可搬型二酸化炭素濃度計) (可搬型窒素濃度計)	—	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策環境測定設備の機能を確保するための防護措置を示す。	
43	緊急時対策環境測定設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できる設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策環境測定設備 (可搬型酸素濃度計) (可搬型二酸化炭素濃度計) (可搬型窒素濃度計)	—	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策環境測定設備の機能を確保するための防護措置を示す。	
44	緊急時対策環境測定設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、隔離距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策環境測定設備	—	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	
45	緊急時対策環境測定設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、故障時のバックアップを含めて必要な数量を再処理施設の中央制御室が設置される制御室から100m以上の隔離距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策室にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策環境測定設備	—	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	
46	緊急時対策環境測定設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策環境測定設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (5) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)等	【3.2.2 重大事故等対処設備(5)】 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響(電気的な影響を含む。)等
47	再処理施設と共用する緊急時対策環境測定設備は、緊急時対策所の酸素濃度、二酸化炭素濃度及び窒素濃度が活動に支障がない範囲内であることの測定をするために必要な台数を有する設計とする。また、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機時外のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策環境測定設備 (可搬型酸素濃度計) (可搬型二酸化炭素濃度計) (可搬型窒素濃度計)	<計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所)	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。
48	緊急時対策環境測定設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策室及び第1保管庫・貯水所に保管し、風(台風)等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策環境測定設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2)】 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。
49	緊急時対策環境測定設備は、溢水量を考慮し、影響を受けにくい高さへの保管、防水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策環境測定設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5)】 周辺機器等からの悪影響 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。
50	緊急時対策環境測定設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策室の内部発生飛散物の影響を受けにくい場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策環境測定設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(5)】 周辺機器等からの悪影響 重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち、内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
51	緊急時対策環境測定設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所を操作可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策環境測定設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (7) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(7)】 設置場所における放射線の影響 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
52	緊急時対策環境測定設備は、通常時において、重大事故等に発生した場合に必要な機能を確保するため、校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策環境測定設備	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備(2)】 試験・検査性 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回					第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類
53	7.7.4緊急時対策建屋放射線計測設備 (1) 可搬型屋内モニタリング設備	管理宣言	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	基本方針 対象選定	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとまることができることを確認するため、可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプリング及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
54	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	基本方針 設計方針（放射線計測設備）	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 V-1-4-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとまることができることを確認するため、可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプリング及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。 「V-1-4-1 放射線管理施設の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-		
55	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、線量計測を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-		
56	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を中央制御室が設置される再処理施設の制御建屋から100m以上の離隔距離を確保した外、配管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備(2) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的影響を含む。）等】 再処理施設及び通常待機時の系統的な影響（電気的影響を含む。）等について考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-		
57	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、他の設備から孤立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (2) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備(2) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電気的影響を含む。）等】 再処理施設及び通常待機時の系統的な影響（電気的影響を含む。）等について考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-		
58	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エリアモニタ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとまることができることを確認するために必要な台数を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 （可搬型エリアモニタ） （アルファ・ベータ線用サーベイメータ）	設計方針（個数及び容量） （可搬型重大事故等対処設備）	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-		
59	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エリアモニタ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 （可搬型ダストサンプリング）	設計方針（個数及び容量） （可搬型重大事故等対処設備）	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-		
60	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針（環境条件等） （可搬型重大事故等対処設備）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-		

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請							
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
53	7.7.4緊急時対策建屋放射線計測設備 (1) 可搬型屋内モニタリング設備 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプリング及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	管理宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】</p> <p>・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。</p> <p>・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプリング及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>【緊急時対策所の居住性に係る詳細設計】</p> <p>・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置。</p> <p>・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。</p>
54	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合においても緊急時対策所内の線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】</p> <p>・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。</p> <p>・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型エリアモニタ、可搬型ダストサンプリング及びアルファ・ベータ線用サーベイメータを可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。</p> <p>【緊急時対策所の居住性に係る詳細設計】</p> <p>・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。</p> <p>「V-1-4-1 放射線管理施設」の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定規則に関する説明書（緊急時対策所）</p> <p><計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲</p> <p>「V-1-4-1 放射線管理施設」の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書」にて、詳細を展開する。</p>
55	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、故障時のバックアップを含めて必要な数量を中央制御室が設置される再処理施設の制御室から100m以上の離隔距離を確保し、外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>【3.1.1 重大事故等対処設備】</p> <p>常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。</p> <p>3.1.1 重大事故等対処設備</p>
56	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、故障時のバックアップを含めて必要な数量を中央制御室が設置される再処理施設の制御室から100m以上の離隔距離を確保し、外部保管エリアに保管するとともに、緊急時対策建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」</p>
57	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針</p> <p>3.2 悪影響防止</p> <p>3.2.2 重大事故等対処設備</p> <p>(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）等</p> <p>【3.2.2 重大事故等対処設備(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）等】</p> <p>重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。</p>
58	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備の可搬型エリアモニタ及びアルファ・ベータ線用サーベイメータは、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な台数を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 (アルファ・ベータ線用サーベイメータ)</p> <p><計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲</p> <p>【重大事故等対処設備の個数及び容量】</p> <p>重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p>
59	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」 (可搬型ダストサンプリング)</p>
60	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋及び第1保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針</p> <p>3.3 防護条件</p> <p>3.3.2 重大事故等対処設備</p> <p>(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響</p> <p>【3.3.2 重大事故等対処設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】</p> <p>自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
61	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、盗水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針（環境条件等 「可搬型重大事故等対地設備」）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対地設備 (6) 周辺機器等からの影響	【3.3.2 重大事故等対地設備(6) 周辺機器等からの影響】 常設重大事故等対地設備に対する周辺機器等からの影響のうち、湿水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
62	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	管理宣言	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	基本方針（環境条件等 「可搬型重大事故等対地設備」）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対地設備 (6) 周辺機器等からの影響	【3.3.2 重大事故等対地設備(6) 周辺機器等からの影響】 重大事故等対地設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
63	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所を操作可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針（環境条件等 「重大事故等対地設備の設置場所」）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対地設備 (7) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対地設備(7) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対地設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
64	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	設計方針（試験・検査）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対地設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対地設備(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対地設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
65	(2) 可搬型環境モニタリング設備 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ガスモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対地設備として設ける設計とする。	管理宣言	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型線量率計） （可搬型ガスモニタ） （可搬型データ伝送装置） （可搬型発電機）	基本方針 対象選定	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ガスモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対地設備として設ける設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	
66	可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合において、換気モードの切替判断を行うために、線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	基本方針 設計方針（放射線計測設備）	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ガスモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対地設備として設ける設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	
67	可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ガスモニタは、緊急時対策建屋周辺の線量を測定するとともに、空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とする。指示線可搬型データ伝送装置により情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型線量率計） （可搬型ガスモニタ） （可搬型データ伝送装置）	基本方針 設計方針（放射線計測設備）	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ガスモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対地設備として設ける設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	
68	可搬型線量率計、可搬型ガスモニタ及び可搬型データ伝送装置は、可搬型発電機から受電できる設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 （可搬型線量率計） （可搬型データ伝送装置）	基本方針 設計方針（放射線計測設備）	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
61	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、漏水を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護する設計とする。	設置要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
62	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (6) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(6) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。
63	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で作動可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (7) 設置場所における放射線の影響	【3.3.2 重大事故等対処設備(7) 設置場所における放射線の影響】 ・重大事故等対処設備の設置場所等における放射線による影響対策について説明する。
64	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型屋内モニタリング設備は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型屋内モニタリング設備」	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備(2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
65	(2) 可搬型環境モニタリング設備 緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ガストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型線量率計) (可搬型ガストモニタ) (可搬型データ伝送装置) (可搬型発電機)	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ガストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。
66	可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合において、換気モードの切替判断を行うために、線量率及び放射性物質濃度を把握できる設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	<計測装置> ・検出器の種類 ・計測範囲 ・警報動作範囲	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(緊急時対策所)	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ガストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。
67	可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ガストモニタは、緊急時対策建屋周辺の線量を測定するとともに、空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とする。 また、指示線可搬型データ伝送装置により情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に伝送できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型線量率計) (可搬型ガストモニタ) (可搬型データ伝送装置)	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ガストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。
68	可搬型線量率計、可搬型ガストモニタ及び可搬型データ伝送装置は、可搬型発電機から受電できる設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型発電機) 緊急時対策建屋情報把握設備 (情報表示装置)	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書	【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・緊急時対策所の緊急時対策建屋放射線計測設備の機能に係る詳細設計を示す。 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることを確認するため、可搬型線量率計、可搬型ガストモニタ、可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の機能を確保するための防護措置を示す。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
69	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、隔離距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して健全性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対地設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対地設備	【3.1.1 重大事故等対地設備】 常設重大事故等対地設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時のバックアップを含めて必要な数量を中央制御室が設置される再処理施設の制御室から100m以上の隔離距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（可搬型重大事故等対地設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対地設備 (3) 重大事故等対地設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対地設備(3) 重大事故等対地設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等】 重大事故等対地設備の系統的影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
71	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、他の設備から取立して事故で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対地設備 (3) 重大事故等対地設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対地設備(3) 重大事故等対地設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等】 重大事故等対地設備の系統的影響についての考慮を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
72	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは、重大事故等に対処するために必要な指示を行う職員がとどまることができることを確認するために必要な台数を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型線量率計」 「可搬型ダストモニタ」	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対地設備））	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対地設備の個数及び容量】 重大事故等対地設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
73	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う職員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 「可搬型データ伝送装置」	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対地設備））	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対地設備の個数及び容量】 重大事故等対地設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
74	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型充電機は、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時及び点検保守による待機時を除いたバックアップを含め十分な容量を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型充電機」	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対地設備））	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対地設備の個数及び容量】 重大事故等対地設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
75	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫、貯水所及び第2保管庫、貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対地設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対地設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対地設備(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】 常設重大事故等対地設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
76	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、放水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	設計方針（環境条件等（可搬型重大事故等対地設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対地設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対地設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 常設重大事故等対地設備に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
77	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	管理宣言	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	基本方針（環境条件等（可搬型重大事故等対地設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対地設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対地設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対地設備(5) 周辺機器等からの悪影響】 重大事故等対地設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生飛散物に対する防護方針を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請						
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規⑤)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
69	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、隔離距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針</p> <p>3.1 共通要因故障に対する考慮</p> <p>3.1.1 重大事故等対処設備</p>	<p>【3.1.1 重大事故等対処設備】</p> <p>常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。</p>
70	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、故障時のバックアップを含めて必要な数量を中央制御室が設置される再処理施設の制御建屋から100m以上の隔離距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針</p> <p>3.1 共通要因故障に対する考慮</p> <p>3.1.1 重大事故等対処設備</p>	<p>【3.1.1 重大事故等対処設備】</p> <p>常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。</p>
71	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針</p> <p>3.2 悪影響防止</p> <p>3.2.2 重大事故等対処設備</p> <p>(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常時機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）等</p>	<p>【3.2.2 重大事故等対処設備(3)】</p> <p>重大事故等対処設備使用時及び通常時機時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）等】</p> <p>重大事故等対処設備の系統的な悪影響についての考慮を説明する。</p>
72	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ダストモニタは、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な台数を有する設計とする。また、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）</p>	<p>【重大事故等対処設備の個数及び容量】</p> <p>重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p>
73	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができることを確認するために必要な1台を有する設計とする。また、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）</p>	<p>【重大事故等対処設備の個数及び容量】</p> <p>重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p>
74	再処理施設と共用する緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型充電機は、可搬型線量率計、可搬型ダストモニタ及び可搬型データ伝送装置に搭載できる容量を有する設計とする。また、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機時外時のバックアップを含め十分な容量を確保する設計とする。	機能要求② 設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）</p>	<p>【重大事故等対処設備の個数及び容量】</p> <p>重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p>
75	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針</p> <p>3.3 環境条件</p> <p>3.3.2 重大事故等対処設備</p> <p>(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響</p>	<p>【3.3.2 重大事故等対処設備(2)】</p> <p>自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】</p> <p>常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。</p>
76	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、放水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針</p> <p>3.3 環境条件</p> <p>3.3.2 重大事故等対処設備</p> <p>(5) 周辺機器等からの悪影響</p>	<p>【3.3.2 重大事故等対処設備(5)】</p> <p>周辺機器等からの悪影響】</p> <p>常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生機散物に対する防護方針を説明する。</p>
77	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、内部発生機散物の影響を考慮し、緊急時対策建屋の内部発生機散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。	管理宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針</p> <p>3.3 環境条件</p> <p>3.3.2 重大事故等対処設備</p> <p>(5) 周辺機器等からの悪影響</p>	<p>【3.3.2 重大事故等対処設備(5)】</p> <p>周辺機器等からの悪影響】</p> <p>常設重大事故等対処設備に対する周辺機器等からの影響のうち内部発生機散物に対する防護方針を説明する。</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請						第2回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	
78	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で作成可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 〔可搬型環境モニタリング設備〕	基本方針 (環境条件等 (可搬型重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
79	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ガストモニタは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 〔可搬型環境モニタリング設備〕 〔可搬型線量率計〕 〔可搬型ガストモニタ〕	設計方針 (試験・検査)														
80	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋放射線計測設備 〔可搬型環境モニタリング設備〕 〔可搬型データ伝送装置〕 〔可搬型発電機〕	設計方針 (試験・検査)														
81	7.7.5 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備 緊急時対策建屋は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために代替電源から給電ができる設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備	基本方針 設計方針 (電源設備)	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 III-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定機軸に関する説明書 (緊急時対策所) V-1-5-1 所内用電源設備に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策建屋の代替電源からの給電に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 【III-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書】にて、詳細を展開する。 【V-1-5-1 所内用電源設備に関する説明書】にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
82	緊急時対策建屋電源設備は、多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	緊急時対策建屋電源設備	基本方針 設計方針 (電源設備)	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
83	緊急時対策建屋電源設備は、緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため、電源設備及び燃料補給設備にて構成する。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 〔電源設備〕 〔燃料補給設備〕	基本方針 設計方針 (電源設備)	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 III-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定機軸に関する説明書 (緊急時対策所)	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。 【III-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書】にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
84	緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため、緊急時対策建屋電源設備として、電源設備及び燃料補給設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋電源設備 〔電源設備〕 〔燃料補給設備〕	基本方針 対象選定	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
85	緊急時対策建屋電源設備は、外部電源が喪失し、重大事故等が発生した場合に、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線、緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋電源設備	基本方針 対象選定			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
86	緊急時対策建屋電源設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を介して、緊急時対策建屋用発電機、所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び代替電源設備並びに情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に給電できる設計とする。	設置要求 機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 〔電源設備〕 〔高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線〕 〔低圧系統460V緊急時対策建屋用母線〕	基本方針 設計方針 (電源設備)	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 V-1-5-1 所内用電源設備に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。 【V-1-5-1 所内用電源設備に関する説明書】にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
87	緊急時対策建屋用発電機は、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、運転中においても燃料の補給が可能な設計とする。	機能要求① 機能要求②	緊急時対策建屋電源設備 〔電源設備〕 〔燃料油移送ポンプ〕 〔燃料油配管・弁〕	基本方針 設計方針 (電源設備)			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
88	燃料の補給の本系統の流路として、燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋電源設備 〔電源設備〕 〔燃料油配管・弁〕	基本方針	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
89	緊急時対策建屋電源設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備	設計方針 (共通要因故障に対する考慮等 (常設重大事故等対処設備))	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—			

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請								
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規③)	仕様表	添付書類	添付書類における記載		
78	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作に支障がないように、当該設備の設置場所で操作可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。
79	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型線量率計及び可搬型ガストモニタは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、校正、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型線量率計) (可搬型ガストモニタ)	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型線量率計) (可搬型ガストモニタ)	—
80	緊急時対策建屋放射線計測設備の可搬型環境モニタリング設備の可搬型データ伝送装置及び可搬型発電機は、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、動作確認及び外観点検が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型データ伝送装置) (可搬型発電機)	—	緊急時対策建屋放射線計測設備 「可搬型環境モニタリング設備」 (可搬型データ伝送装置) (可搬型発電機)	—
81	7.7.5 緊急時対策建屋電源設備 (1) 電源設備 緊急時対策建屋は、重大事故等が発生した場合においても、当該重大事故等に対処するために代替電源から給電ができる設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 III-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定機に関する説明書 (緊急時対策所) V-1-5-1 所内用電源設備に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策建屋の代替電源からの給電に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 【III-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書】にて、詳細を展開する。 【V-1-5-1 所内用電源設備に関する説明書】にて、詳細を展開する。
82	緊急時対策建屋電源設備は、多重性を有する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。
83	緊急時対策建屋電源設備は、緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため、電源設備及び燃料補給設備にて構成する。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 「燃料補給設備」	—	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 III-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定機に関する説明書 (緊急時対策所)	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。 【III-3-1 加工施設等に係る耐震性に関する計算書】にて、詳細を展開する。
84	緊急時対策所の機能を維持するために必要な設備に電源を給電するため、緊急時対策建屋電源設備として、電源設備及び燃料補給設備を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 「燃料補給設備」	—	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。
85	緊急時対策建屋電源設備は、外部電源が喪失し、重大事故等が発生した場合に、当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するため、緊急時対策建屋用発電機、緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線、緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線及び燃料油移送ポンプを常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	緊急時対策建屋電源設備	—
86	緊急時対策建屋電源設備は、外部電源から緊急時対策建屋へ電力が供給できない場合に、多重性を考慮した緊急時対策建屋用発電機から緊急時対策建屋高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線及び緊急時対策建屋低圧系統460V緊急時対策建屋用母線を介して、緊急時対策建屋用発電機、所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び代替電源設備並びに情報把握設備の一部である緊急時対策建屋情報把握設備に給電できる設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線) (低圧系統460V緊急時対策建屋用母線)	—	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 V-1-5-1 所内用電源設備に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。
87	緊急時対策建屋用発電機は、重大事故等に対処するために必要な機能を確認するため、運転中においても燃料の補給が可能な設計とする。	機能要求① 機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (燃料油移送ポンプ) (燃料油配管・弁)	<ポンプ> ・機種 <主配管> ・外径、厚さ	V-1-5-1 所内用電源設備に関する説明書	【V-1-5-1 所内用電源設備に関する説明書】にて、詳細を展開する。
88	燃料の補給の本系統の流路として、燃料油配管・弁を常設重大事故等対処設備として使用する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料油配管・弁」	—	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。
89	緊急時対策建屋電源設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、離隔距離を確保することで、再処理施設の中央制御室に対して独立性を有する設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備	—	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の電源設備の機能確保するための防護措置を示す。 【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回申請				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
90	緊急時対策建屋電源設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	【3.1.1 重大事故等対処設備】 常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。 2. 健全性における基本方針 3.1 共通要因故障に対する考慮 3.1.1 重大事故等対処設備	—	—	—	—	—	—	—	—	—
91	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、多重性を有する設計とするとともに、それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 （緊急時対策建屋用発電機） （高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線） （低圧系統460V緊急時対策建屋用母線）	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備】 （緊急時対策建屋用発電機） （高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線） （低圧系統460V緊急時対策建屋用母線）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
92	緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、多重性を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備 「燃料油移送ポンプ」	設計方針（共通要因故障に対する考慮等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備】 （緊急時対策建屋用発電機） （高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線） （低圧系統460V緊急時対策建屋用母線）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
93	緊急時対策建屋電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常待機時の系統的影響（電気的影響を含む。）等	【3.2.2 重大事故等対処設備】 （緊急時対策建屋用発電機） （高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線） （低圧系統460V緊急時対策建屋用母線）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
94	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、前駆体が発散することを防ぐことで他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 「燃料油移送ポンプ」	設計方針（悪影響防止）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 健全性における基本方針 3.2 悪影響防止 3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生現象物による影響	【3.2.2 重大事故等対処設備】 （緊急時対策建屋用発電機） （高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線） （低圧系統460V緊急時対策建屋用母線）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
95	再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、緊急時対策建屋に給電するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有し、多重性を考慮した設計とする。	機能要求② 設置要求	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 （緊急時対策建屋用発電機）	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-1-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
96	再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有する台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有し、多重性を有する設計とする。	機能要求② 設置要求	緊急時対策建屋電源設備 「燃料油移送ポンプ」	設計方針（個数及び容量（可搬型重大事故等対処設備））	V-1-1-3-1-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（緊急時対策所）	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
97	緊急時対策建屋電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響	【3.3.2 重大事故等対処設備】 （緊急時対策建屋用発電機） （高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線） （低圧系統460V緊急時対策建屋用母線）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
98	緊急時対策建屋電源設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	緊急時対策建屋電源設備	設計方針（環境条件等（常設重大事故等対処設備））	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 健全性における基本方針 3.3 環境条件 3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響	【3.3.2 重大事故等対処設備】 （緊急時対策建屋用発電機） （高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線） （低圧系統460V緊急時対策建屋用母線）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
99	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、独立して外観点検、起動試験が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、独立して分解点検が可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 （緊急時対策建屋用発電機） （燃料油移送ポンプ）	設計方針（試験・検査）	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備】 （緊急時対策建屋用発電機） （燃料油移送ポンプ）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請									
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載			
90	緊急時対策建屋電源設備は、共通要因によって再処理施設の中央制御室と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、緊急時対策建屋に設置することにより、再処理施設の中央制御室と位置的分散を図る設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針</p> <p>3.1 共通要因故障に対する考慮</p> <p>3.1.1 重大事故等対処設備</p>	<p>【3.1.1 重大事故等対処設備】</p> <p>常設重大事故等対処設備の多様性、独立性、位置的分散の考慮を説明する。</p>		
91	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、多重性を有する設計とするとともに、それぞれが独立した系統構成を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (緊急時対策建屋用発電機) (高圧系統6.9kV緊急時対策建屋用母線) (低圧系統460V緊急時対策建屋用母線)</p>	<p>○</p>	—	—	—
92	緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、多重性を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (燃料油移送ポンプ)</p>	<p>○</p>	—	—	—
93	緊急時対策建屋電源設備は、他の設備から独立して単独で使用可能なことにより、他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針</p> <p>3.2 悪影響防止</p> <p>3.2.2 重大事故等対処設備</p> <p>(3) 重大事故等対処設備使用時及び通常稼働時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）等</p>	<p>○</p>	—	—	<p>【3.2.2 重大事故等対処設備 (3) 重大事故等対処設備使用時及び通常稼働時の系統的な影響（電氣的な影響を含む。）等】</p> <p>重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響についての考慮を説明する。</p>
94	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、回転軸が共振することを防ぐことで他の設備に影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針</p> <p>3.2 悪影響防止</p> <p>3.2.2 重大事故等対処設備</p> <p>(1) 内部発生飛散物による影響</p>	<p>○</p>	—	—	<p>【3.2.2 重大事故等対処設備 (1) 内部発生飛散物による影響】</p> <p>内部発生飛散物による影響】</p> <p>重大事故等対処設備が内部発生飛散物として、他の設備へ与える悪影響に対する考慮を説明する。</p>
95	再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機は、緊急時対策建屋に給電するために必要な台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有し、多重性を考慮した設計とする。	機能要求② 設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (緊急時対策建屋用発電機)</p>	<p>○</p>	—	—	<p>【重大事故等対処設備の個数及び容量】</p> <p>重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。</p>
96	再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の燃料油移送ポンプは、緊急時対策建屋用発電機の連続運転に必要な燃料を供給できるポンプ容量を有する台数及び動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた台数を有し、多重性を有する設計とする。	機能要求② 設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>緊急時対策建屋電源設備 「電源設備」 (燃料油移送ポンプ)</p>	<p>○</p>	—	—	<p>【重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】</p> <p>常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。</p>
97	緊急時対策建屋電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる緊急時対策建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針</p> <p>3.3 環境条件</p> <p>3.3.2 重大事故等対処設備</p> <p>(2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響</p>	<p>○</p>	—	—	<p>【3.3.2 重大事故等対処設備 (2) 自然現象による影響、自然現象により発生する荷重による影響】</p> <p>常設重大事故等対処設備に対する自然現象からの防護方針を説明する。</p>
98	緊急時対策建屋電源設備は、溢水量を考慮し、影響を受けない高さへの設置、被水防護する設計とする。	設置要求 機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性における基本方針</p> <p>3.3 環境条件</p> <p>3.3.2 重大事故等対処設備</p> <p>(5) 周辺機器等からの悪影響</p>	<p>○</p>	—	—	<p>【3.3.2 重大事故等対処設備 (5) 周辺機器等からの悪影響】</p> <p>周辺機器等からの悪影響に対する周辺機器等からの悪影響のうち、溢水及び火災からの防護方針を説明する。</p>
99	緊急時対策建屋電源設備の緊急時対策建屋用発電機及び燃料油移送ポンプは、通常時において、重大事故等に対処するために必要な機能を確保するため、独立して外観点検、起動試験が可能な設計とする。また、当該機能を健全に維持するため、独立して分解点検が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<p>V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 健全性確保のための設計方針</p> <p>3.4 操作性及び試験・検査性</p> <p>3.4.2 重大事故等対処設備</p> <p>(2) 試験・検査性</p>	<p>○</p>	—	—	<p>【3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性】</p> <p>・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。</p>

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
100	(2) 燃料補給設備 燃料補給設備は、重大事故等への対処に必要な燃料を供給できるようにするため、重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」	基本方針	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
101	重油貯槽は、緊急時対策建屋用発電機を7日間以上の連続運転ができる燃料を貯蔵する設計とする。	機能要求② 評価要求	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	基本方針 設計方針 (電源設備) 評価条件	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所) V-1-5-1 所内用電源設備に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。 「V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)」にて、詳細を展開する。 「V-1-5-1 所内用電源設備に関する説明書」にて、詳細を展開する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
102	重油貯槽は、消防法に基づき設置する設計とする。	冒頭宣言	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	基本方針 設計方針 (電源設備)	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
103	また、重油貯槽は、万一火災が発生した場合においても、緊急時対策建屋に影響を及ぼすことがないよう配置する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	基本方針 設計方針 (電源設備)	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
104	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、多重性を有する設計とする。	設置要求	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	設計方針 (共通要因設備 に対する考慮等 (常設重大事故等対処設備))	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
105	再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、外部からの火災がなくとも、緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	設計方針 (個数及び容量 (常設重大事故等対処設備))	V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)	【重大事故等対処設備の個数及び容量】 重大事故等対処設備の個数及び容量について説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-
106	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、通常時において、重大事故等に対処するため、独立してパラメータ確認及び備え確認可能な設計とする。	機能要求①	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	設計方針 (試験・検査)	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 備付性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2)試験・検査性】 重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請												
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規⑤)	仕様表	添付書類	添付書類における記載						
100	(2) 燃料補給設備 燃料補給設備は、重大事故等への対処に必要な燃料を供給できるようにするため、重油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」	—	V-1-3-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。
101	重油貯槽は、緊急時対策建屋用発電機を7日間以上の連続運転ができる燃料を貯蔵する設計とする。	機能要求② 評価要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	<容量> ・容量	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定仕様に関する説明書(緊急時対策所) V-1-5-1 所内用電源設備に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。 「V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定仕様に関する説明書(緊急時対策所)」にて、詳細を展開する。 「V-1-5-1 所内用電源設備に関する説明書」にて、詳細を展開する。	
102	重油貯槽は、消防法に基づき設置する設計とする。	冒頭宣言	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	—	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。	
103	また、重油貯槽は、万一火災が発生した場合においても、緊急時対策建屋に影響を及ぼすことがないよう配置する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	—			
104	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、多重性を有する設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	—			
105	再処理施設と共用する緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、外部からの支援がなくても、緊急時対策建屋用発電機の7日間以上の連続運転に必要な容量を有する設計とする。	機能要求②	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	<容量> ・容量	V-1-2-2 緊急時対策所の居住性に関する説明書 V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	【緊急時対策所の居住性を確保するための防護措置】 ・緊急時対策建屋電源設備の燃料補給設備の機能確保するための防護措置を示す。 「V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」にて、詳細を展開する。	
106	緊急時対策建屋電源設備の重油貯槽は、通常時において、重大事故等に対処するため、独立してパラメータ確認及び備えい確認が可能な設計とする。	機能要求①	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	緊急時対策建屋電源設備 「燃料補給設備」 (重油貯槽)	—	V-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3. 健全性確保のための設計方針 3.4 操作性及び試験・検査性 3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性	【3.4.2 重大事故等対処設備 (2) 試験・検査性】 ・重大事故等対処設備の試験・検査性を説明する。	

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類 構成	添付書類 説明内容	第1回				第2回申請				
							説明対象	申請対象設備 (2項変更①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表
107	7.7.6 通信連絡設備 通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合においてMOX燃料加工施設の内外の通信連絡を行う必要のある場所と通信連絡を行うための所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備を重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	通信連絡設備	基本方針設計方針 (通信連絡設備)	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-2-3 系統図 通信連絡設備 系統図	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「通信連絡設備 系統図」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
108	MOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、所内通信連絡設備の一部であるページング装置、専用回線電話及びファクシミリを重大事故等対処設備として設置する。所外通信連絡設備の一部である統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV会議システム、一般加入電話、一般機密電話、緊急機密電話及びファクシミリを重大事故等対処設備として設置する。代替通信連絡設備の一部である統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV会議システム、可搬型衛星電話 (屋内用)、可搬型トランシーバ (屋外用)、可搬型衛星電話 (屋外用) を重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針 (通信連絡設備)	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所) V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書 V-2-3 系統図 通信連絡設備 系統図	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (緊急時対策所)」にて、詳細を展開する。 「V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書」にて、詳細を展開する。 「通信連絡設備 系統図」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—
109	また、緊急時対策所においてMOX燃料加工施設の情報を把握する設備及び緊急時対策所にバスター等を送るための設備として、情報把握設備の一部である緊急時対策情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を重大事故等対処設備として設ける設計とする。	設置要求	通信連絡設備	設計方針 (通信連絡設備)	V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書 V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書	【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書」にて、詳細を展開する。 「通信連絡設備の系統図」にて、詳細を展開する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—

項目番号	基本設計方針	要求種別	第3回申請					第4回申請									
			説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載	説明対象	申請対象設備 (2項変更④)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載			
107	7.7.6 通信連絡設備 通信連絡設備は、重大事故等が発生した場合においてMOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため所内通信連絡設備、所外通信連絡設備及び代替通信連絡設備を重大事故等対地設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	通信連絡設備	—	<p>V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>V-2-3 系統図 通信連絡設備 系統図</p> <p>【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「通信連絡設備 系統図」にて、詳細を展開する。</p>
108	MOX燃料加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うため、所内通信連絡設備の一部であるページング装置、専用回線電話及びファクシミリを重大事故等対地設備として設置する。所外通信連絡設備の一部である統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV会議システム、一般加入電話、一般機密電話、緊急機密電話及びファクシミリを重大事故等対地設備として設置する。代替通信連絡設備の一部である統合原子力防災ネットワーク I P 電話、統合原子力防災ネットワーク I P-FAX、統合原子力防災ネットワーク TV会議システム、可搬型衛星電話（屋内用）、可搬型トランシーバ（屋内用）、可搬型衛星電話（屋外用）を重大事故等対地設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	通信連絡設備	—	<p>V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定仕様に関する説明書（緊急時対策所）</p> <p>V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書</p> <p>V-2-3 系統図 通信連絡設備 系統図</p> <p>【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「V-1-1-3-7-1 設備別記載事項の設定仕様に関する説明書（緊急時対策所）」にて、詳細を展開する。 「V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書」にて、詳細を展開する。 「通信連絡設備 系統図」にて、詳細を展開する。</p>
109	また、緊急時対策所においてMOX燃料加工施設の情報を把握する設備及び緊急時対策所にバスター等を送信するための設備として、情報把握設備の一部である緊急時対策種別情報把握設備及び情報把握収集伝送設備を重大事故等対地設備として設ける設計とする。	設置要求	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	通信連絡設備	—	<p>V-1-2-1 緊急時対策所の機能に関する説明書</p> <p>V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書</p> <p>【緊急時対策所の機能に関する基本方針】 ・緊急時対策所の通信連絡設備による情報把握に関する基本方針を示す。 【緊急時対策所の機能に係る詳細設計】 ・通信連絡設備の機能に係る詳細設計を示す。 「V-1-1-9 通信連絡設備に関する説明書」にて、詳細を展開する。 「通信連絡設備の系統図」にて、詳細を展開する。</p>

凡例
 ・「説明対象」について
 ○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
 △：当該申請回次以前から記載しており、記載内容に変更がない項目
 -：当該申請回次で記載しない項目

令和3年9月13日 R0

別紙 3

基本設計方針の添付書類への展開

注：本別紙は、追而とする。

令和3年9月13日 R0

別紙 4

添付書類の発電炉との比較

注：本別紙は、追而とする。

令和3年9月13日 R0

別紙5

補足説明すべき項目の抽出

注：本別紙は、追而とする。

別紙 6

変更前記載事項の 既設工認等との紐づけ

※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。